
四万十市こども計画

計画素案

令和 7 年 2 月
四万十市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	7

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

1 四万十市の現状	9
2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査	15
3 子ども・子育て支援施策の取組状況	26
4 こどもまんなか社会実現への課題	30

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 計画の基本目標と体系	35

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利の保障	36
基本目標2 ライフステージを通した切れ目のない支援	38
基本目標3 こどもの健やかな育ちへの支援	41
基本目標4 子育て当事者への支援	45
基本目標5 若者のウェルビーイングの実現への支援	47

第5章 こども・子育て支援事業

1 教育・保育提供設定区域の設定	49
2 教育・保育の量の見込みと確保の方策	49
3 こども・子育て支援サービスの量の見込みと確保の方策	51
4 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	58
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	59
6 放課後児童パッケージに基づく取り組みの推進	59

第6章 推進体制

1 計画の推進について	61
2 計画の進行管理	61

資料編

1	四万十市こどもサミット	62
2	子ども・子育て支援に関する市民意識調査結果	63
3	四万十市子ども・子育て会議条例	79
4	四万十市子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

四万十市では、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえて、令和2年に「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に努めてまいりました。

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、「こども基本法」に規定された「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

「こども基本法」では、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努め、市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努力義務が課せられました。

「市町村こども計画」は、「市町村次世代育成支援行動計画」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に作成することに加え、「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」を一体的に作成できることになりました。

本市では、「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組と成果の分析を行ったうえで、本市の最上位計画である「四万十市総合計画」等との整合性を図り、「こども大綱」の趣旨を踏まえて、こども施策を拡充し、着実に推進するために「四万十市こども計画」を策定します。

【こども施策】とは

子どもや若者に関する以下のような取組のことです。

- ①新生児期から思春期の各段階を経て、大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援。
- ②子育てに伴う喜びを実感できるようにするための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援。
- ③家庭における養育環境、その他のこどもの養育環境の整備。

【「こども」表記について】

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。一定の年齢で線を引くことがないよう「こども」表記がされているため、本計画においても、特別な場合（法令に根拠がある、固有名詞等）を除き、「こども」を用います。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、令和4年(2022)に制定されたこども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して作成するものです。

■こども基本法■

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

(こども基本法の概要)

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからのため
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



こども家庭庁HP より

■（国）子ども・子育てに関する市町村計画策定にかかわる法制度の変遷

平成 15（2003）年	○次世代育成支援対策推進法 制定 ○少子化社会対策基本法 制定
平成 21（2009）年	○子ども・若者育成支援推進法 制定
平成 24（2012）年	【子ども子育て関連 3 法】 ○子ども・子育て支援法 制定 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定
平成 25（2013）年	○子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定
令和元（2019）年	●子供の貧困対策に関する大綱 制定
令和 2（2020）年	●少子化社会対策大綱 制定 ●子供・若者育成支援推進大綱 制定
令和 4（2022）年	○こども基本法 制定
令和 5（2023）年	●こども大綱 制定 （子供の貧困対策に関する大綱・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱を取りまとめたもの）
令和 6（2024）年	○次世代育成支援対策推進法 改正 ○子ども・子育て支援法 改正 ○子ども・若者育成支援推進法 改正 ○こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称変更） 改正

■ こども大綱 ■

■ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウエルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す。

■ こども大綱における基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ こども大綱における施策に関する重要項目

1 ライフステージを通じた重要項目

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困対策
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

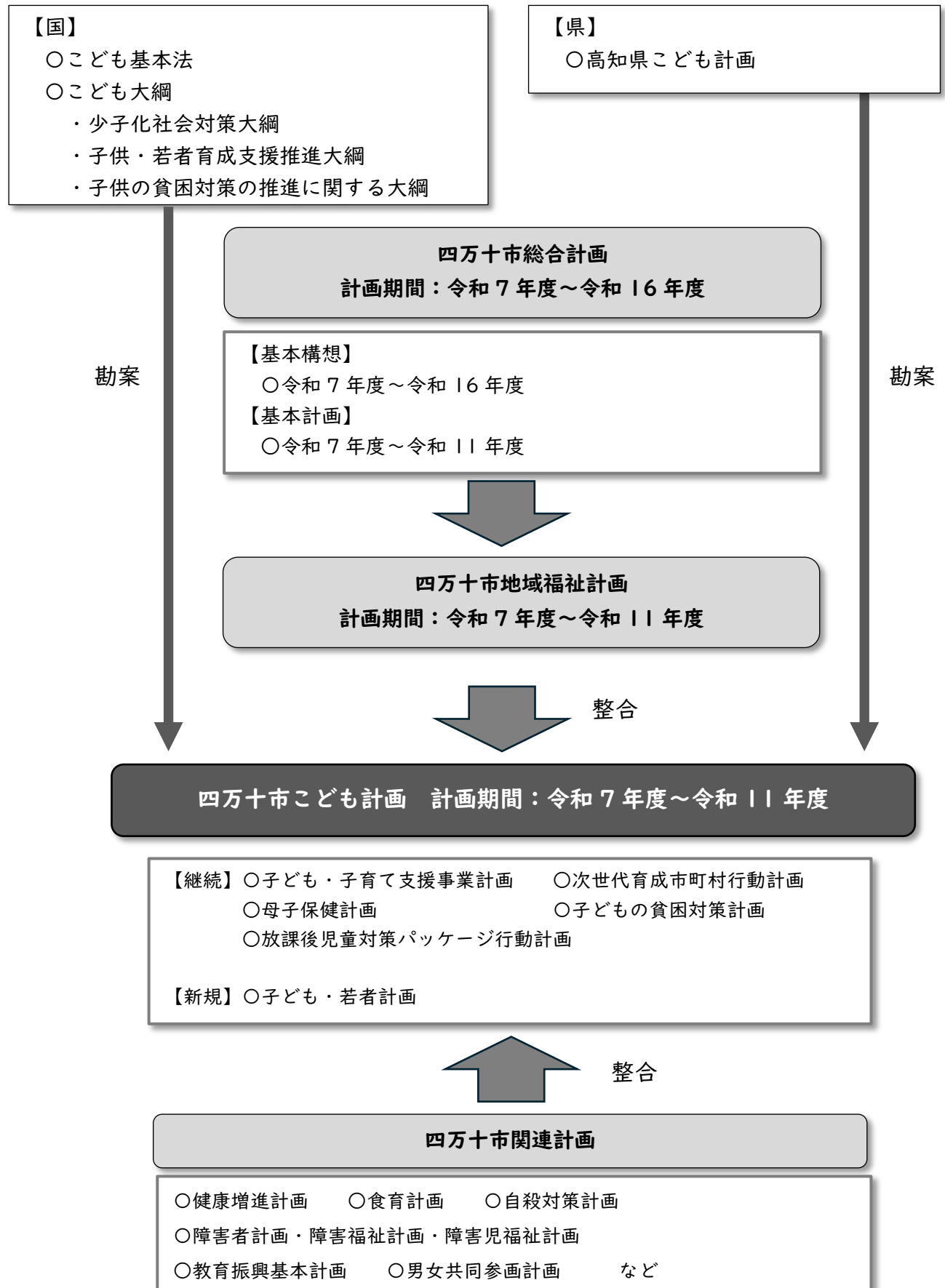
2 ライフステージ別の重要項目

- ① こどもの誕生から幼児期まで
 - ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ② 学童期・思春期
 - ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
 - ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・ いじめ防止
 - ・ 不登校のこどもへの支援
 - ・ 校則の見直し
 - ・ 体罰や不適切な指導の防止
 - ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援
- ③ 青年期
 - ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大
- ④ ひとり親家庭への支援

■位置づけ



(2) 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者、子育て家庭を対象とし、こども・若者は、原則として0歳から概ね29歳までとしますが、施策の内容により、大学等で自己の資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する39歳までの者も、必要に応じて柔軟な対応を行います。

また、こども施策の推進を市と連携・協力して行う、地域、教育、保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

	0歳	15歳	18歳	29歳	39歳
こども					
若者					

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
四万十市こども計画	第2期子ども・ 子育て支援事業計画		四万十市こども計画				

3 計画の策定体制

(1) 外部委員による諮問機関の設置

「子ども・子育て会議条例」に基づき、学識経験のある人や地域の関係団体・機関の代表者や市長が適当と認める人からなる「子ども・子育て会議」を開催し、ご審議いただいた上、計画を策定しました。

(2) 当事者意見の聴取

①保護者アンケート

令和6年1月にアンケート調査「子育て支援に関するニーズ調査」を未就学児童と小中学生の保護者へ実施し、計画策定の基礎資料としました。

②当事者アンケート

高校生への意識調査を実施し、また、令和7年1月にアンケート調査「こども・若者意識調査」を実施し、計画策定の基礎としました。

③子育て支援団体ヒアリング

市内でこどもや子育て家庭を対象とした取り組みを行っている14団体に活動の課題や市のこども施策への要望などの聞き取り調査を実施し、計画策定の参考としました。

(3) こどもの意見表明に関する取組み

こども自身に市の取り組み等に意見を述べてもらうことを目的として、令和6年8月に市内の小中学校の児童・生徒が集まり、「四万十市こどもサミット」を開催しました。サミットは『みんなのふるさと「四万十」をもっと良くしよう ～いつまでも住み続けたいまちであるために～』をテーマとして、グループ協議を行い、コミュニケ（声明書）としてまとめられ、それらを計画策定の基礎資料としました。

※こどもサミットの詳細は資料編（P62）に掲載

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを令和7年2月に実施し、市民から広く意見聴取を行い、計画書に意見反映を行いました。

(5) 庁内推進体制

子育て支援課が中心となり、庁内でこども施策に深く関わる5課（子育て支援課、健康推進課、福祉事務所、学校教育課、生涯学習課）により「子育て支援庁内連携会議」を組織し、計画策定の検討協議を行いました。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

Ⅰ 四万十市の現状

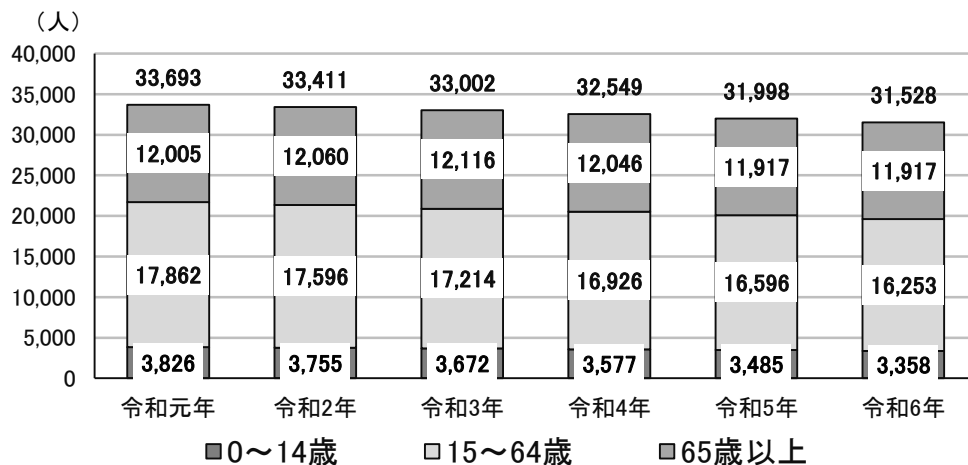
(Ⅰ) 人口の動向

①年齢3区分別人口の推移

人口の総数をみると減少傾向にあり、令和元年の 33,693 人から、令和6年には 31,528 人減少し、31,528 人になっています。

人口の推移を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は令和3年までは増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少傾向になっています。

【年齢3区分別人口推移】

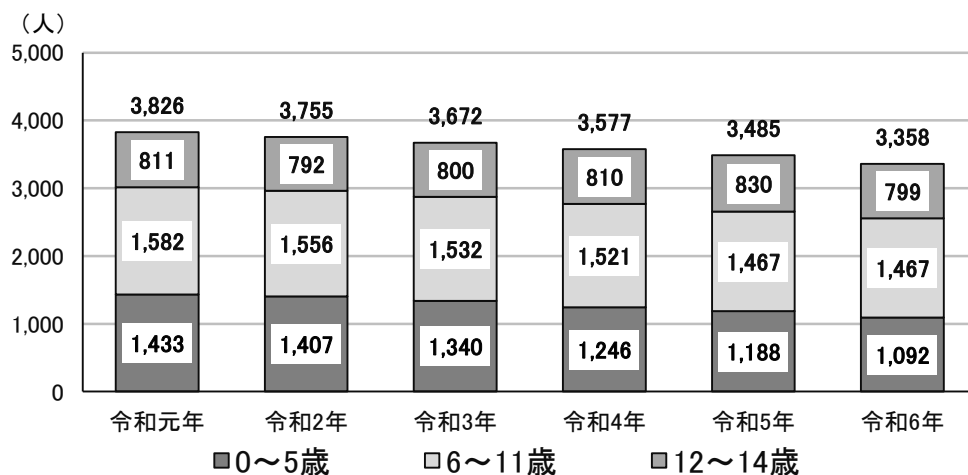


出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②年少人口（0～14 歳）の推移

年少人口の推移をみると、いずれの年齢層も減少傾向にあり、特に0～5 歳の減少が大きく、令和元年の 1,433 人から、令和6年には 341 人減少し、1,092 人となっています。

【年少人口推移】

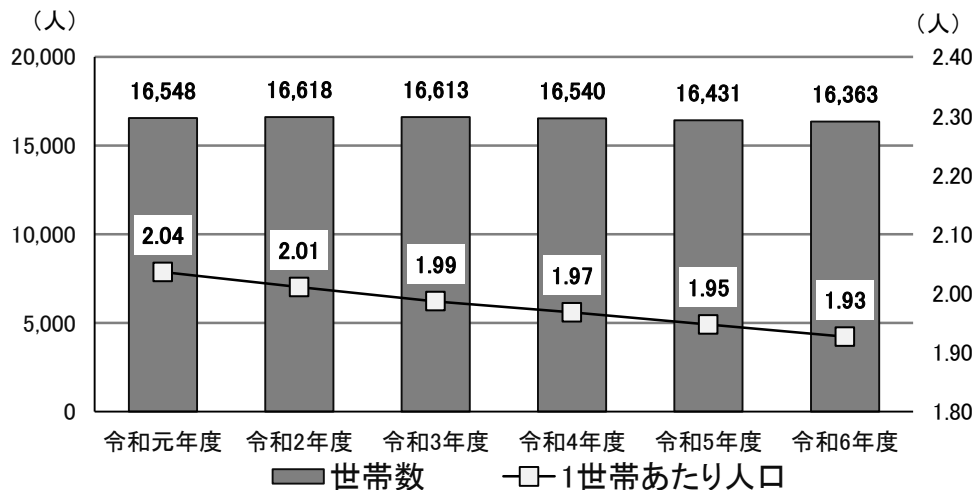


出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯の状況

①一般世帯

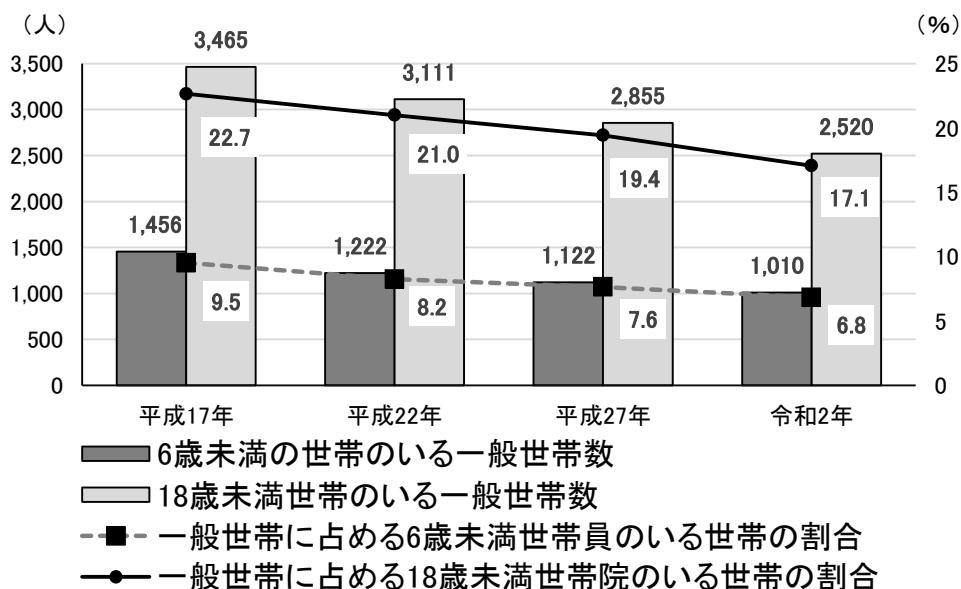
一般世帯数はおおむね減少傾向にあり、1世帯当たりの人口も減少傾向にあります。単身生活者が増えていることがうかがえます。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②こどものいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満の世帯員のいる一般世帯ともに、平成17年から減少しています。

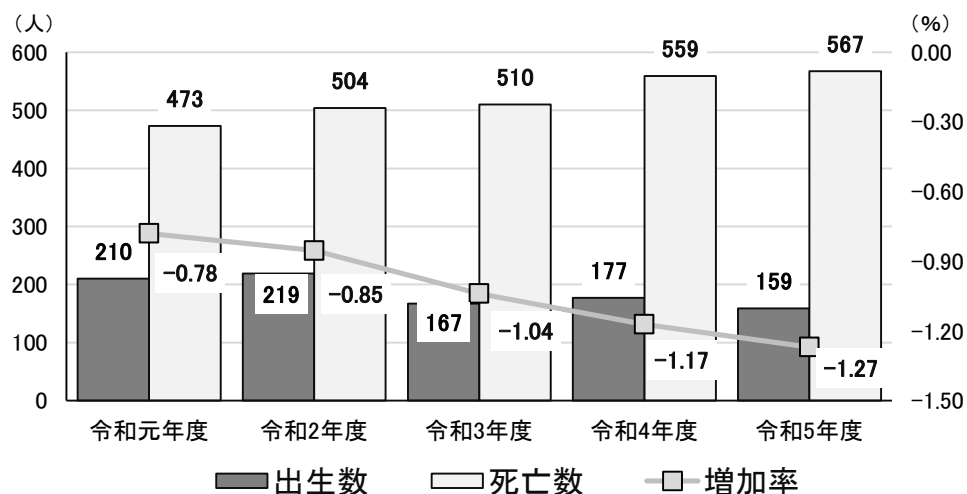


出典：国勢調査（各年10月1日）

(3) 自然動態・社会動態の状況

① 自然動態の推移

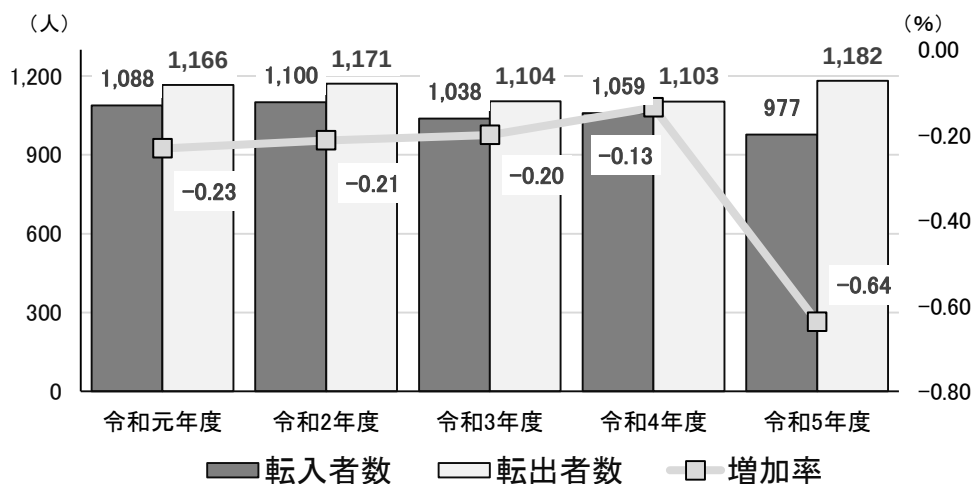
自然動態の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回っています。死亡数が増加傾向にあり、出生数はおおむね減少傾向にあり、そのため自然減が進行していると言えます。



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 社会動態の推移

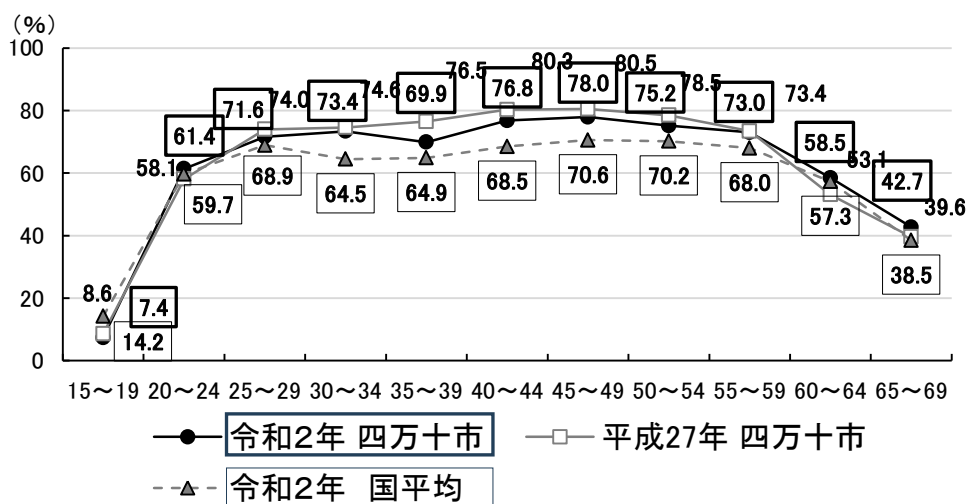
社会動態の推移をみると、各年ともに転出者数が転入者数を上回っています。増加率をみると、令和4年度まで概ね同じ率で減少していましたが、令和5年度には社会減が大きくなっています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 女性の就労の状況

令和2年の四万十市の女性の就業率は、20歳以上の全ての年代で、国の平均と比べて高くなっています。平成27年と比べると、平成27年には見られなかったM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇するというM字型のカーブ）が、35～39歳で一旦低下し、現れてきています。そのため、結婚、出産、子育てによって、就業を中断しなくても良い環境を整備していくことが必要になると考えられます。



出典：平成27年、令和2年国勢調査

(5) 人口推計

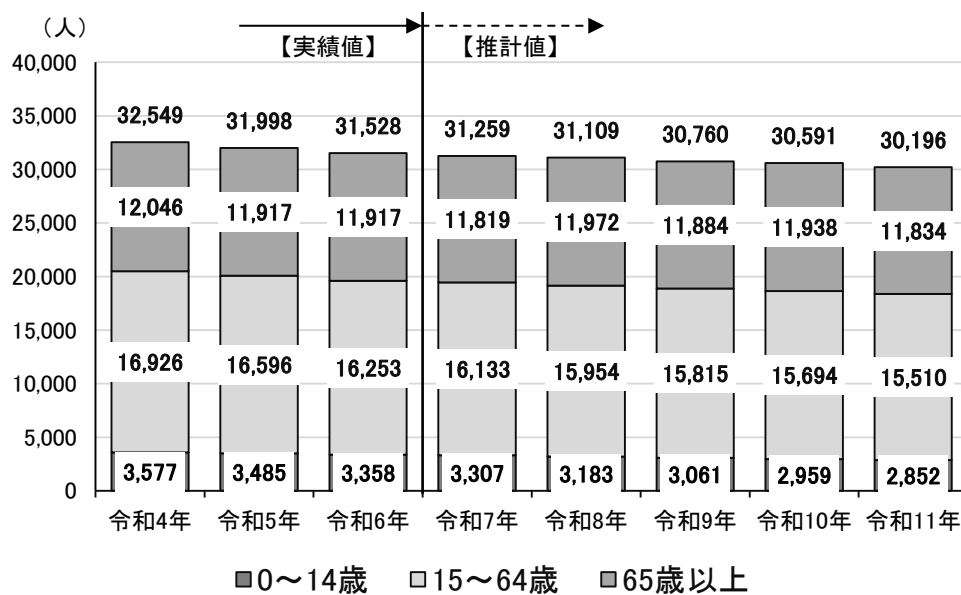
令和元年から令和5年までの人口実績からコーホート変化率法※を使用し、人口推計を行った結果、総人口は減少傾向となっており、令和6年の31,528人から令和11年には1,332人減少し、30,196人になると見込まれています。

年齢3区分でみると、老年人口は増減を繰り返しながらも微減傾向となっていますが、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。特に生産年齢人口では、令和6年の16,253人から743人減少し、15,510人と減少が大きくなっています。

年齢3区分を比率でみると、老年人口の割合は緩やかに高くなっていますが、年少人口と生産年齢人口の割合が緩やかに低くなっていることが分かります。年少人口の割合では、令和10年には9.7%と1割を切っています。

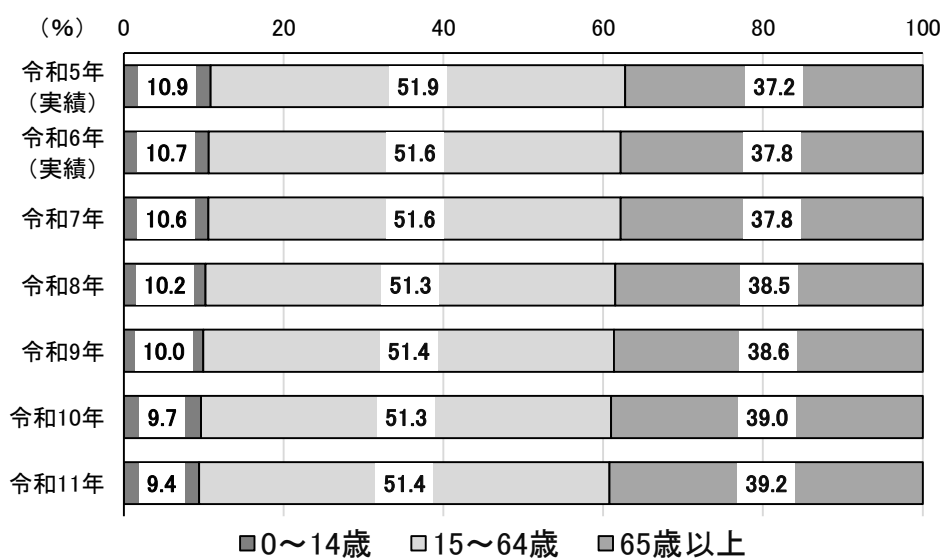
※同じ年または同じ時期に生まれた人々を1つの集団としてとらえ、過去の実績人口から各集団の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

【年齢 3 区分別人口の推計】



実績値の出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

【年齢 3 区分別人口推計の比率】



実績値の出典：住民基本台帳（令和 5 年 10 月 1 日現在）

(6) 教育・保育施設の設置・利用状況

令和 6 年度において本市に設置されている保育所は 17 箇所、認定こども園は 2 箇所、家庭的保育施設が 1 箇所となっています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育所	設置数	18	16	16	17	17
	定員数①	1,294	1,219	1,209	1,205	1,205
	在籍児童数②	937	897	841	762	711
	充足数①-②	357	340	368	443	494
認定こども園	設置数	1	2	2	2	2
	定員数①	255	370	370	370	346
	在籍児童数②	161	215	240	244	299
	充足数①-②	94	155	130	126	47
家庭的保育施設	設置数	1	1	1	1	1
	定員数①	5	5	5	5	5
	在籍児童数②	5	5	5	5	5
	充足数①-②	0	0	0	0	0

出典：子育て支援課（令和 6 年度を除く各年 3 月 1 日現在 令和 6 年度のみ 1 月 1 日時点）

(7) 就学児童・生徒の状況

令和 6 年現在、市内には小学校 13 校、市立中学校 3 校が開設されています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	設置数	14	13	13	13	13
	児童数	1,571	1,503	1,513	1,503	1,464
	特別支援児童数	73	67	72	73	71
中学校	設置数	11	9	5	5	3
	生徒数	669	696	711	715	672
	特別支援生徒数	24	25	28	29	22

出典：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査

(1) 子育て支援に関するニーズ調査結果

①調査の目的

本調査は、「四万十市こども計画」の基礎資料として、教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本市で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、四万十市の未就学児童・小学生児童・中学生生徒の保護者の方を対象として、ニーズ（アンケート）調査を実施しました。

②調査概要

調 査 地 域	四万十市全域	
調 査 対 象 者	未就学児童 保護者	四万十市在住の0～6歳の未就学のこどものいる世帯
	小学生児童 保護者	四万十市の小学校に通う小学1～6年生のこどものいる世帯
	中学生生徒 保護者	四万十市の中学校に通う中学1～3年生のこどものいる世帯
抽 出 方 法	調査対象者を全数調査	
調 査 期 間	令和6年1月10日～1月25日	
調 査 方 法	市内の保育所・小学校・中学校を通じて配布・回収	
配 布 数	未就学児童：1,014 小学生児童：1,114 中学生生徒：788	
回 収 数	未就学児童：670 小学生児童：911 中学生生徒：509	
回 収 率	未就学児童：66.1% 小学生児童：81.8% 中学生生徒：64.6%	

※調査結果の見方

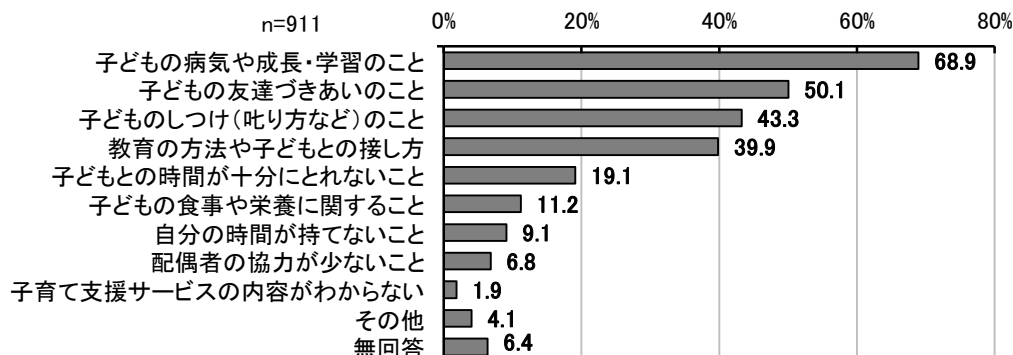
- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書の分析文章、グラフ及び表においても反映しています。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・ グラフ及び表中に「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

③調査結果から見える課題

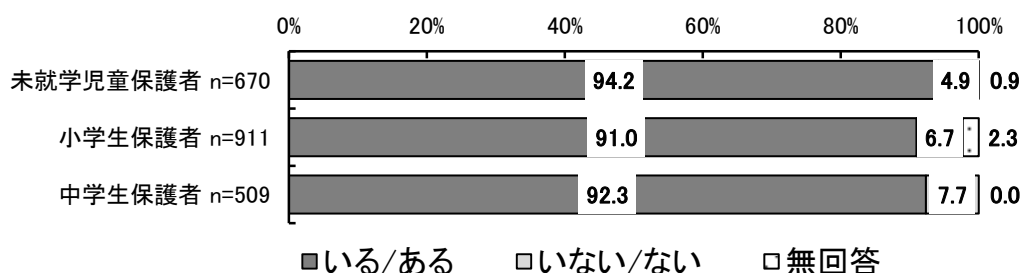
子育てに関する悩みや心配についてみると、「子どもの病気や成長・学習のこと」が6割以上と最も高くなっており、さらに「子育て支援サービスの内容がわからない」保護者が約2%います。また気軽に相談できる人がいない保護者も1割以下ですが存在するなど、子育てに関する悩みや心配を軽減するためにも、相談窓口と子育てサービスについて広く周知する必要があります。

Q 子育てをする上で、どのようなことで悩んだり心配していますか。(○はいくつでも)

(小学生保護者のみ)

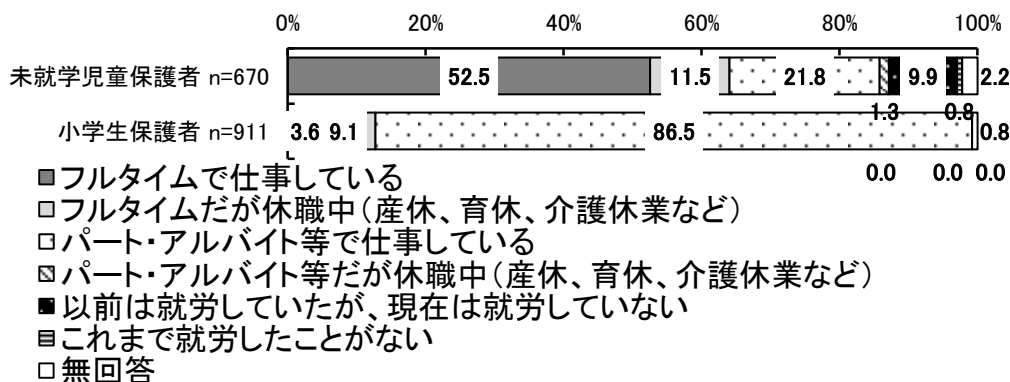


Q お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(○は1つ)

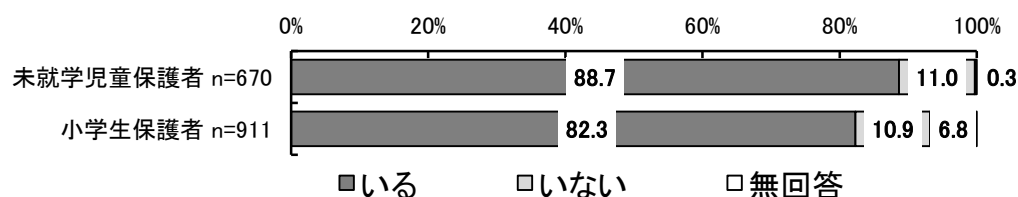


母親のフルタイムとパート・アルバイトを合わせた就労状況をみると、未就学児保護者で87.2%、小学生保護者で99.2%と就労率が高くなっていますが、こどもをみてもらえる親族・知人がいないと回答した保護者が未就学児、小学生保護者ともに1割を超えています。そのため、土曜日や祝日の教育・保育の利用希望も含め、こどもの預かりについてニーズが高まっており、特に小学校高学年(4年生以上)のニーズが高まっています。

Q 母親の就労状況(自営業、家族従業者含む)についてお答えください。(○は1つ)

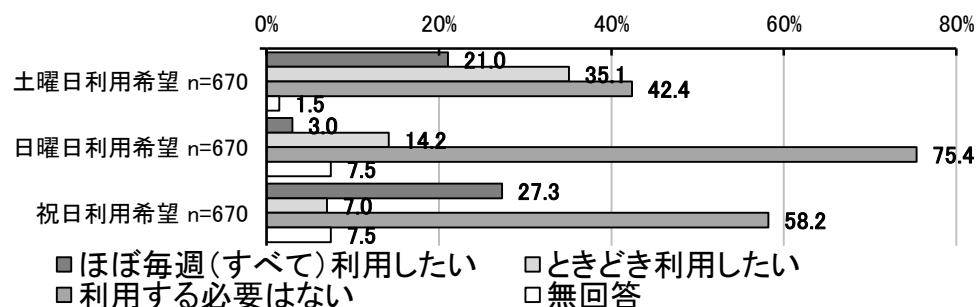


Q 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(〇はいくつでも)



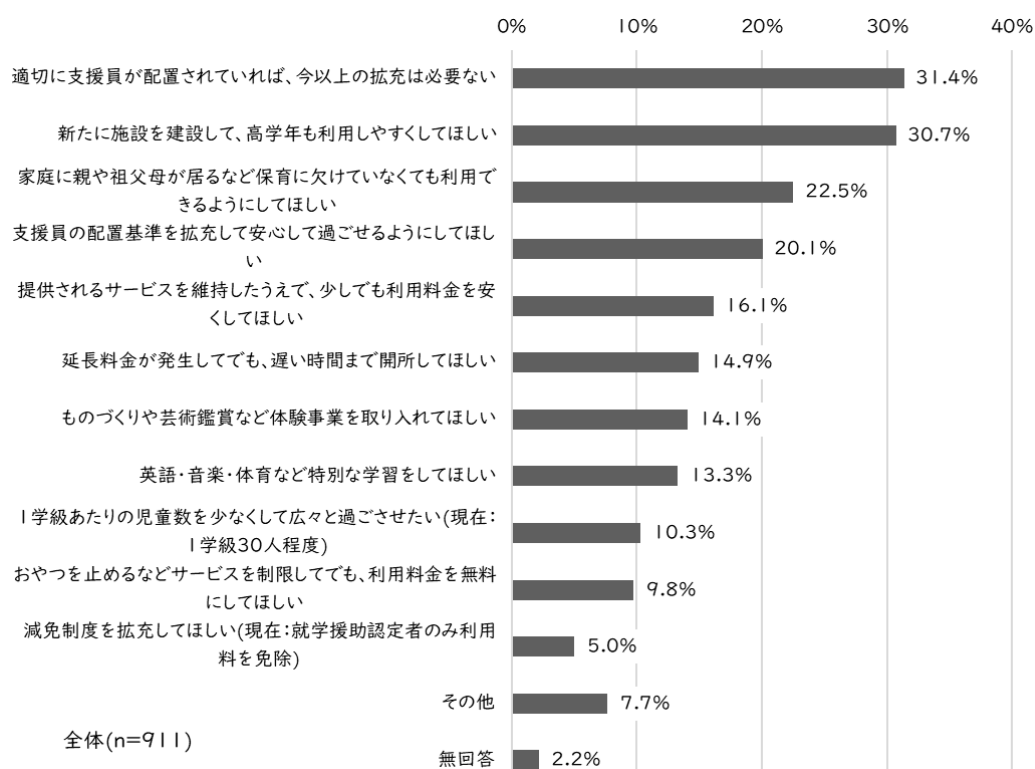
Q 土曜日と日曜日・祝日に、保育所等に利用希望はありますか。(〇はいくつでも)

(未就学児童保護者のみ)



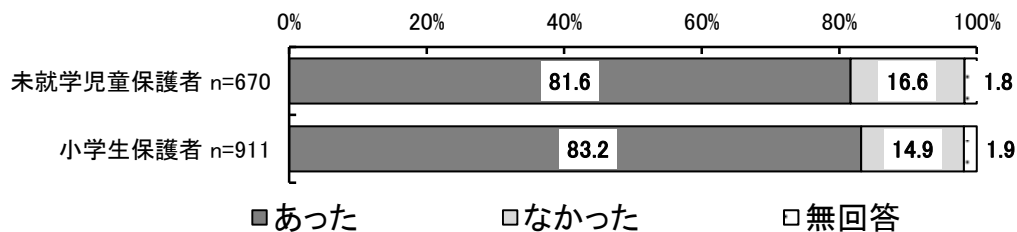
Q 放課後に学童保育を利用する場合の事業として、求める姿をお答えください。(〇は3つまで)

(小学生保護者のみ)

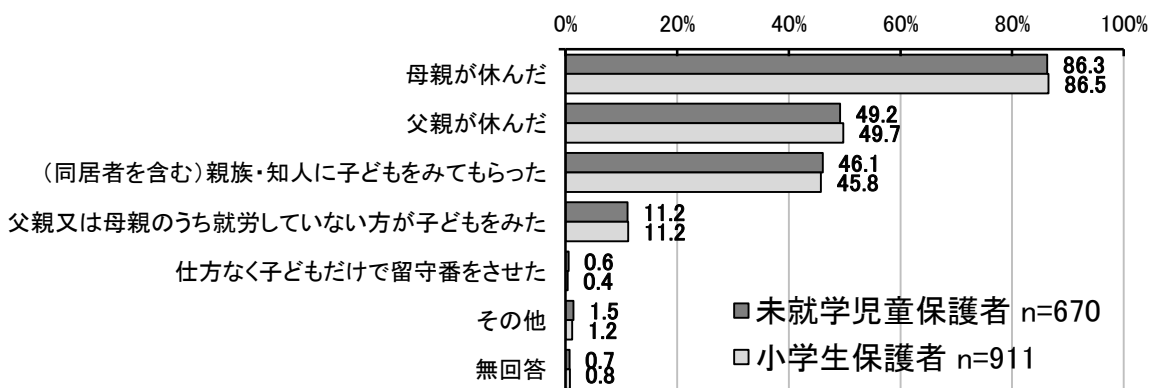


こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった時の対処法についてみると、「母親が休んだ」の割合が8割以上を占めており、一方、割合は小さいものの「仕方なく子どもだけで留守番させた」保護者もいます。病児・病後児のための保育施設があれば利用したいと回答した保護者が過半数となっており、既存の支援サービスの周知や利用促進を図るとともに、病児保育事業の拡充を検討する必要があります。

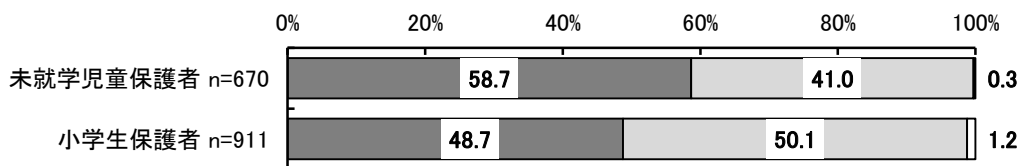
Q お子さんが病気やケガで幼稚園・保育所等または小学校を利用できなかったこと、もしくは用事がある際にお子さんを連れて行くことができなかったことはありますか。(〇は1つ)



Q 前設問で「あった」に〇をつけた方にお伺いします。
その時の行った対処方法についてお答えください。(〇はいくつでも)



Q お子さんが病気やケガの場合に、「病児・病後児のための保育施設等」があれば利用したいですか。
(〇は1つ)

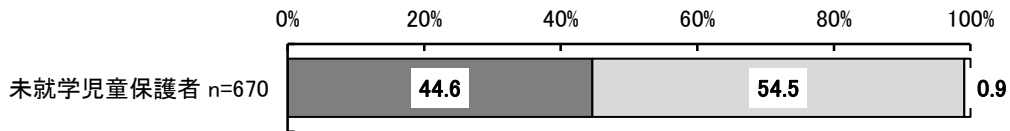


■病児・病後児保育施設等があれば利用したい □利用したいとは思わない □無回答

地域子育て支援センターの利用についてみると、「利用していない、利用したことがない」が過半数で、その理由では「ほかに行ける場所があり必要ではなかった」の割合が最も高くなっている一方、「センターの存在を知らなかった」が1割以上を占めており、施設や取り組み内容の周知に努める必要があります。また、施設の老朽化や取り組みに魅力を感じないため利用していない方もいるため、よりよい取り組みをしていく必要があります。

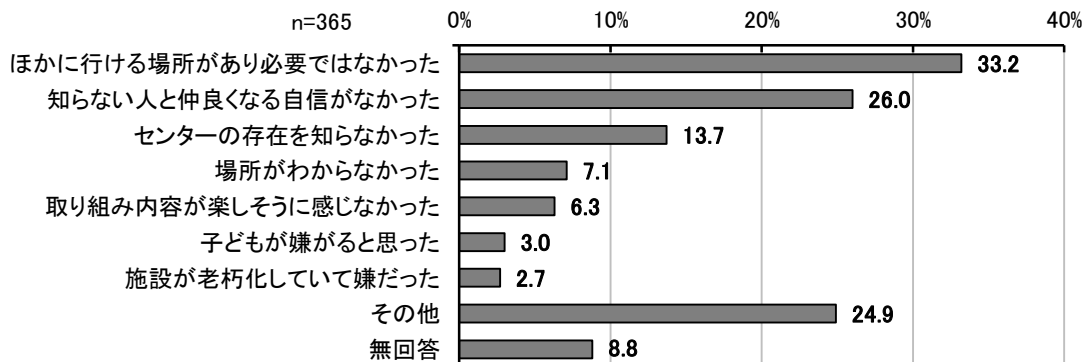
Q お子さんは、市が実施する地域子育て支援事業を利用していますか。(○はいくつでも)

(未就学児童保護者のみ)



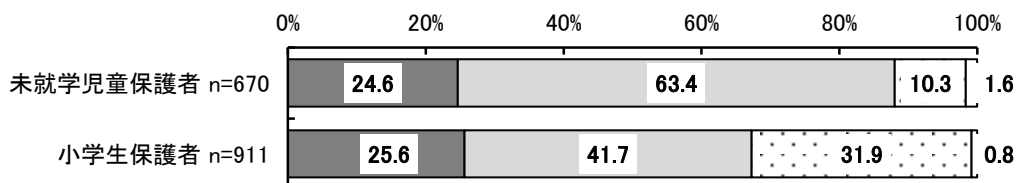
- 現在、地域子育て支援センターを利用している
- 利用していない、利用したことはない
- 無回答

Q 地域子育て支援センターを「利用していない、利用したことはない」方にお伺いします。利用しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも) (未就学児童保護者のみ)



育児休業の取得についてみると、「取得していない」人の割合が、未就学児の母親で1割、父親で8割、小学生の母親で3割、父親で7割以上となっており、それらの理由で最も割合が高いのが「仕事が忙しかった」となっています。父親、母親ともに子育て世代が仕事と家庭の両立を図るためにも、育児休業を取得しやすい環境の整備が必要です。

Q お子さんが生まれたとき、母親は育児休業を取得しましたか。(○は1つ)

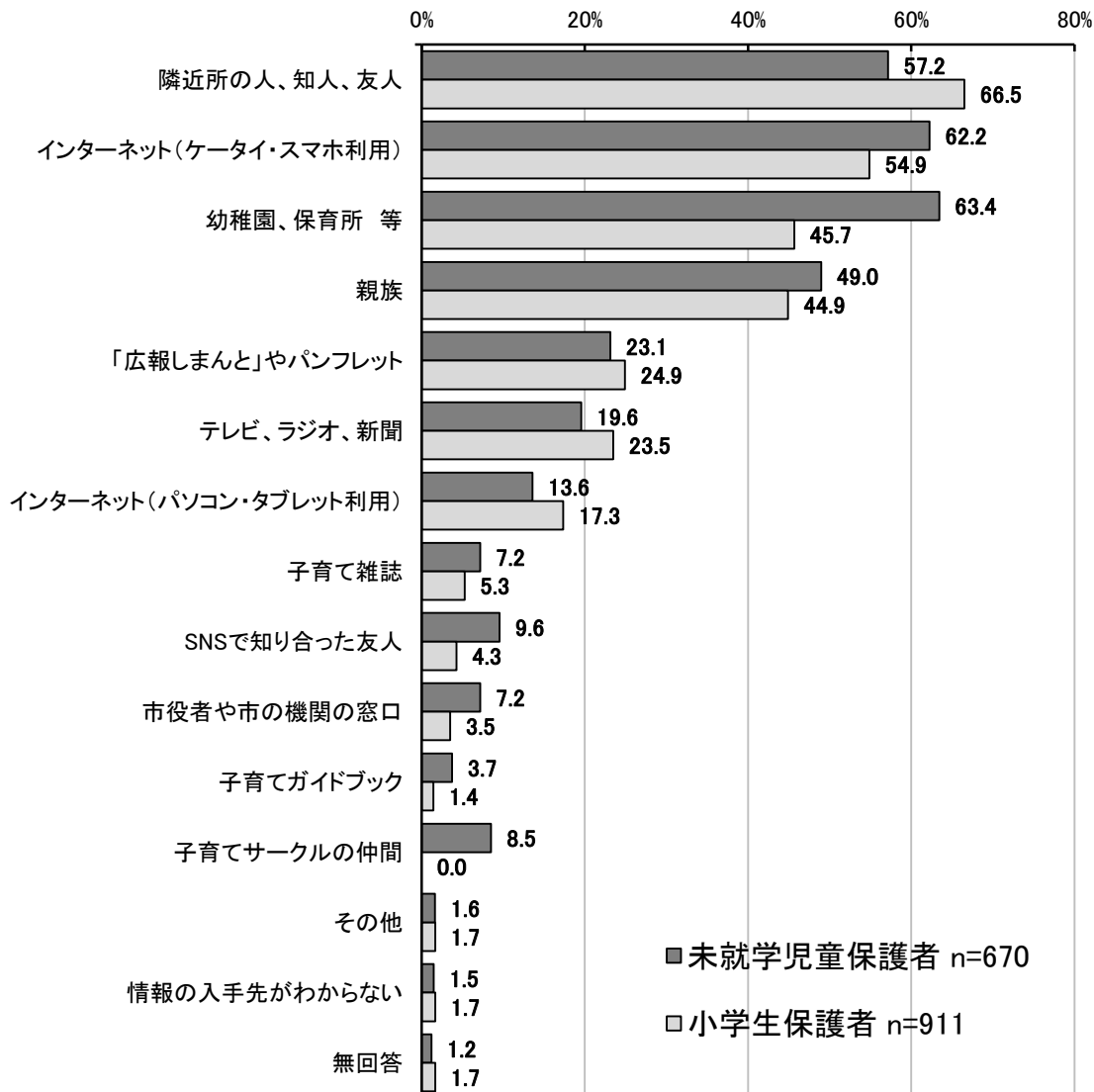


- 働いていなかった
- 取得した(取得中である)
- 取得していない
- 無回答

子育てに関する情報の入手先をみると、インターネットでの情報収集は未就学児、小学生保護者ともに割合が高いですが、未就学児保護者では「幼稚園、保育所等」、小学生保護者では「隣近所の人、知人、友人」の割合の方が高く、知り合いからの人づて、口コミが高いことがわかります。支援サービスについての周知の方法を検討し、支援の必要な人に支援の手が届くよう努める必要があります。

Q あなたは、子育てに関する情報を主としてどこから（または、誰から）入手していますか。

（〇はいくつでも）



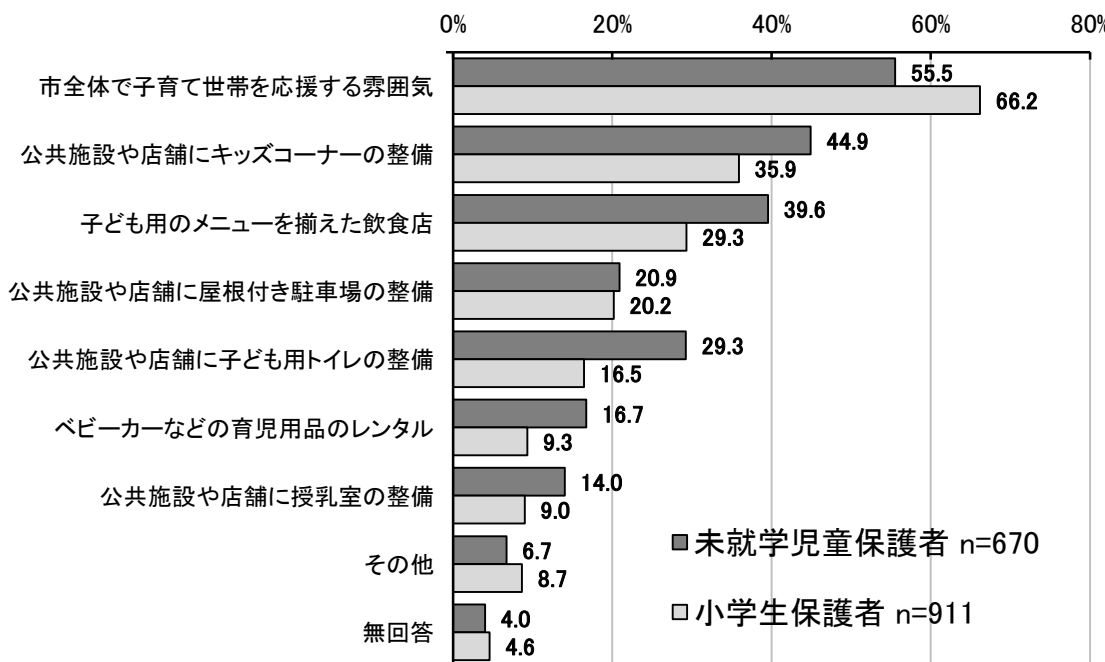
本市が子育てしやすいまちになるために必要なことをみると、「市全体で子育て世帯を応援する雰囲気」が未就学児、小学生保護者ともに割合が最も高くなっています。他の項目にもある「公共施設や店舗のキッズコーナーの整備」「公共施設や店舗に子ども用のトイレの整備」「公共施設や店舗に授乳室の整備」などを含め、見える形で子育てバリアフリーに取り組む必要があります。

また、本市の子育て環境や支援への満足度について、「とても満足」「まあまあ満足」と満足度の高い方が22～26%、「とても不満」「まあまあ不満」と満足度の低い方が16～22%と、若干ですが満足度の高い方のほうが多い結果となっています。

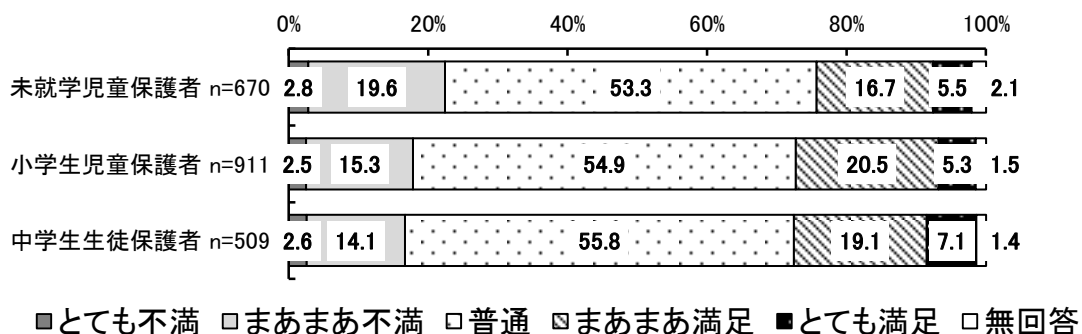
年齢が上がるほど満足度が高く、年齢が下がるほど満足度が低くなる傾向となっており、低年齢の更なる支援に努める必要があります。

全体の5分の1にあたる方の満足度が低いという現実を受け止め、子育てに関わる地域のすべての人が一体となって、地域全体で子育てをする意識の醸成に努める必要があります。「子育て世代に選ばれるまち」「子育てしやすいまち」の実現を進める必要があります。

Q あなたは、四万十市が子育てしやすい街になるために何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



Q 四万十市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(〇は1つ)



(2) 子ども・若者の意識に関する調査結果

①高校生への調査の目的

本調査は、「四万十市こども計画」において、権利の主体としてのこども・若者についての基礎資料として、また、新計画における当事者であり、思春期の若者である高校生の「現在の状況」や「今後の希望」などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

②高校生への調査概要

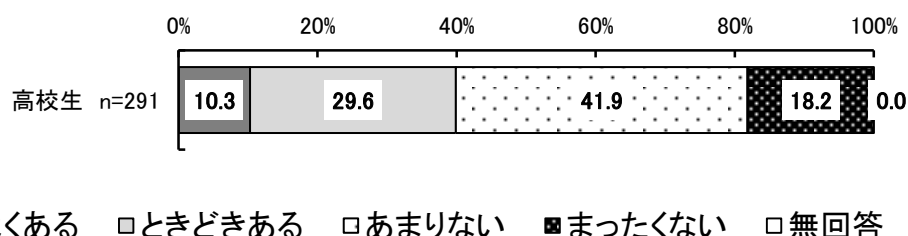
調査地域	四万十市全域
調査対象者	四万十市在住の高校生年代の若者
抽出方法	調査対象者を全数調査
調査期間	令和6年1月16日～2月21日
調査方法	郵送配布・WEB回収
配布数	773
回収数	291
回収率	37.6%

※調査結果の見方は、ニーズ調査結果と同じです。

③調査結果から見える課題

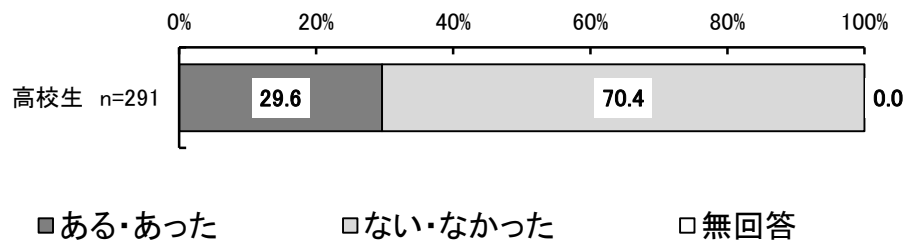
大人が自分の意見を聞いてくれなかったと感じたことがある高校生が約4割となっており、新しい取組を始める時は意見を聞いてほしいと思う高校生が9割を超えています。こども・若者が成長していく中では、自らの意見を形成し、それを表明して、社会に参加していくことが大切であり、若者が自らそれを望んでいることが分かります。こども・若者の最善の利益を実現する観点からも、意見を表明しやすい環境づくりと、こども・若者とともに社会課題を解決していく体制が必要です。

Q あなたは、親や学校の先生など大人たちが自分の意見を聴いてくれないと感じたことはありますか
(○は1つ)

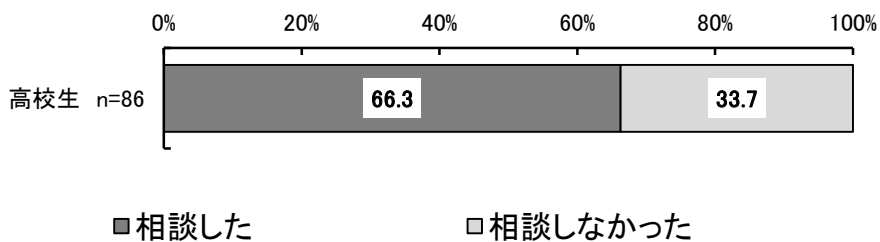


学校に登校しづらくなった経験をみると、約3割に経験があり、その内6割を超える高校生が誰かに相談しており、「家族・親族に相談した」が7割を超えています。次いで、相談先として、インターネットのオンライン相談、市役所の相談室と続きます。一方、相談しなかった高校生の理由として、「相談しづらかった」が最も割合が高くなっています。気軽に相談できる相談先が「ある」のは8割を超えていますが、一方、「ない」は1割を超えています。様々な問題を抱えるこども・若者に対して、気楽に相談でき、適切に対応できる相談支援の充実や居場所づくりなど、生活を安定させる支援を行う必要があります。

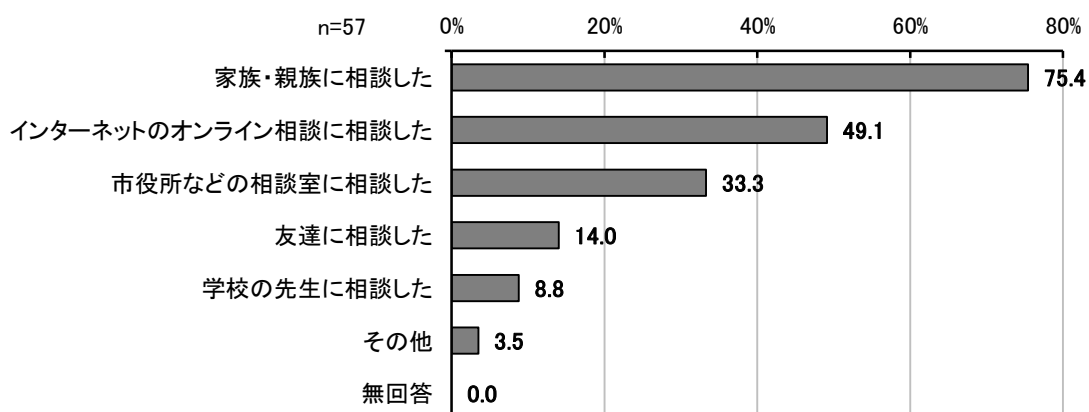
Q あなたはこれまでに学校に登校しづらい状態になったことがありますか。(○は1つ)



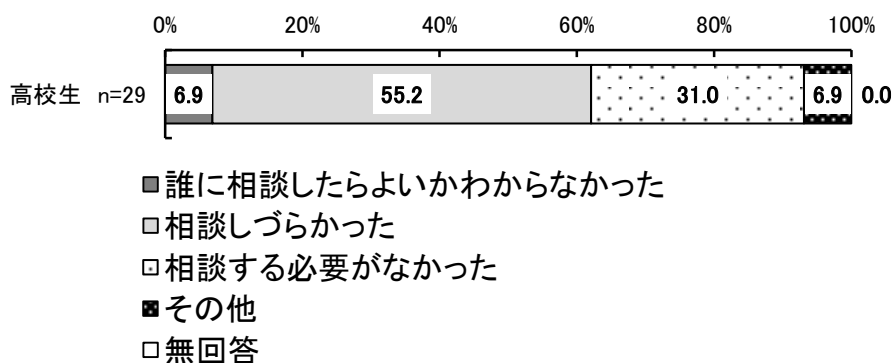
Q 登校しづらい状態になったことが「ある・あった」に○をつけた方にお伺いします。あなたが学校に登校しづらい状態になった時に誰かに相談しましたか。(○は1つ)



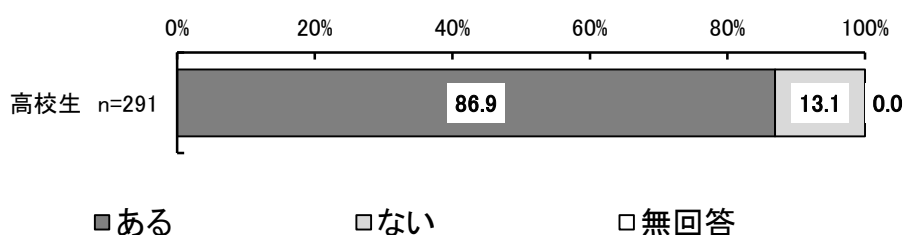
Q 学校に登校しづらい状態になった時に誰かに相談した方にお伺いします。誰に相談しましたか。(○はいくつでも)



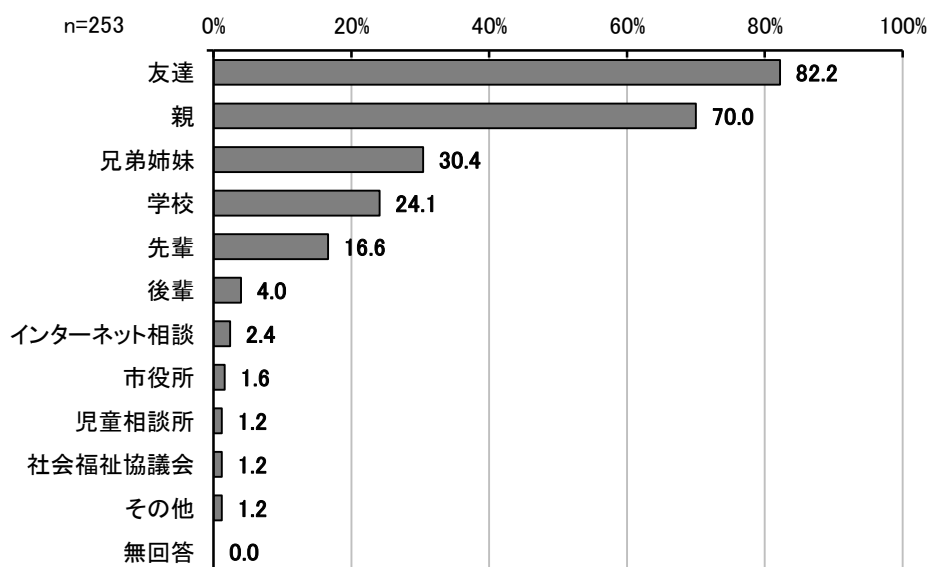
Q 学校に登校しづらい状態になった時に「相談しなかった」に○をつけた方にお伺いします。あなたが相談を行わなかった理由は何ですか。(○は1つ)



Q あなたの周りには気軽に相談できる相手(人・施設・組織)はありますか。(○は1つ)

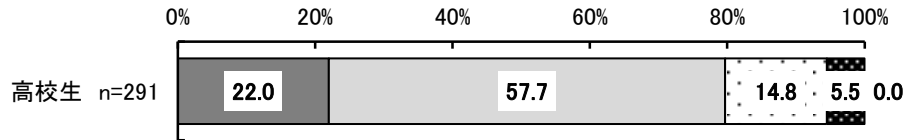


Q 気軽に相談できる相手(人・施設・組織)が「ある」に○をつけた方にお伺いします。あなたが相談できる相手(人・施設・組織)と感じているのは何ですか。(○はいくつでも)



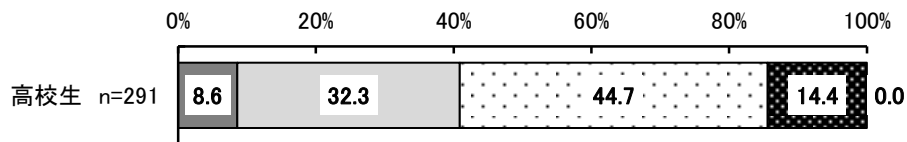
本市について、住みやすいまちだと思う割合が約8割となっていますが、一方、思わない割合が2割となっています。将来も本市で生活したいという割合が4割、そう思わない割合が約6割となっています。こどもの意見を聴き、対話しながら、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるまちづくりを進める必要があります。

Q あなたは四万十市を住みやすい街だと思いますか。(○は1つ)



■とても思う □少し思う □あまり思わない ■まったく思わない □無回答

Q あなたは将来も四万十市で生活したいと思いますか。(○は1つ)



■とても思う □少し思う □あまり思わない ■全く思わない □無回答

3 こども・子育て支援施策の取組状況

①地域子ども・子育て支援事業の概要

本市における子ども・子育て家庭等を対象として実施している地域子ども・子育て支援事業の概要は以下の通りです。

事業名	事業概要
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
妊婦一般健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にある児童を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに、一時的保育を行う事業です。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
認定こども園特別支援教育・保育軽減	認定こども園において、特別な支援が必要なこどもを受け入れている施設に対し加配職員にかかる費用の一部を支援する事業です。

②利用者支援事業の利用状況

現在、子育て世代包括支援センター（こども家庭センター型）と地域子育て支援センターなかむら、子育て支援課窓口（基本型）で実施しています。

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基本型・特定型	箇所	0	0	1	1	2
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

※こども家庭センター型は令和５年度までは母子保健型

③地域子育て支援拠点事業の利用状況

現在、市内２箇所（地域子育て支援センターなかむら：ぽっぽ、地域子育て支援センターにしとさ：ぴよっこ）で事業を実施しています。

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込値)
年間延べ利用者数	人日	9,606	9,182	7,211	7,446	7,433
実施箇所	箇所	2	2	2	2	2

④妊婦一般健康診査事業の利用状況

現在、地域内外（市外も含む）の各医療機関で実施しています。

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込値)
実施件数（実）	件	321	169	181	152	159
実施件数（延）	件	2,251	2,024	2,069	1,751	1,854

⑤乳幼児家庭全戸訪問事業の利用状況

現在、保健師・助産師等で実施しています。

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込値)
年間訪問件数	件	197	157	174	170	175

⑥養育支援訪問事業の利用状況

現在、保健師・助産師等で実施しています。

区分	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込値)
年間訪問件数	件	103	79	83	53	79

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

現在、2 箇所（児童福祉施設 若草園、ファミリーホーム後川）で事業を実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
年間延べ利用者数	人日	0	25	19	29	143
実施箇所	箇所	1	1	1	1	2

⑧ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

現在、1 箇所（しまんとファミリーサポートセンター）で事業を実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
年間延べ利用者数	人日	227	361	588	426	554
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

⑨一時預かり事業の利用状況

現在、幼稚園型を、認定こども園なかむら園、認定こども園ひかりこども園が通園している園児を対象に実施しています。

幼稚園以外の一時預かり（一般型）は、地域子育て支援センターなかむらで実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
幼稚園型 年間延べ利用者数	人日	2,853	3,669	4,260	6,350	6,862
幼稚園以外 年間延べ利用者数	人日	0	0	296	590	700

⑩延長保育事業の利用状況

現在、市内 20 カ所（公立：14 箇所、私立：6 箇所）で事業を実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
公立利用者数	人日	286	385	247	308	330
私立利用者数		279	451	360	517	553
公立実施箇所	箇所	15	14	14	14	14
私立実施箇所		6	5	5	6	6

⑪病児・病後児保育事業の利用状況

市内では、体調不良児対応型（認定こども園 2 か所、認可保育所 2 か所）とファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
年間延べ利用者数	人日	160	424	606	821	985
実施箇所数	箇所	3	3	4	4	5

⑫放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況

現在、市内 6 箇所（中村小学校、中村南小学校、東山小学校、貝同小学校、東中筋小学校、西土佐小学校）で実施しています。すべての児童クラブで施設整備が完了しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
低学年在籍児童数	人日	63,976	68,266	65,017	69,271	70,741
高学年在籍児童数	人日	7,825	11,046	8,553	8,461	8,831

⑬認定こども園特別支援教育・保育軽減

市内では、認定こども園なかむら園、認定こども園ひかりこども園で実施しています。

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込値)
実施箇所数	箇所	0	1	2	2	2

4 こどもまんなか社会実現への課題

(1) こども権利について

- ・ こどもの権利に関して、すべての市民が認知できるよう、啓発活動が必要です。
- ・ アンケート調査で、4 割の高校生が、大人が自分たちの意見を聞いてくれないと感じた経験があり、9 割以上の高校生が、学校や社会がルールや新しい取組を始めるときに意見を聞いてほしいとの結果が出ています。「こどもサミット」の継続を検討するとともに、恒常的にこども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを構築し、こども・若者の社会参加の仕組みづくりが必要です。
- ・ 高知県の発表によると、令和 5 年度に児童虐待が認定された件数が 400 件を超え、「心的虐待」が 6 割を超えている状況で、いじめについての発表においては、令和 4 年のいじめの認知件数は 3,700 件を超え、重大事態の発生件数も 20 件弱となっています。このような事態に対して早期発見・早期対応を図るとともに、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる必要があります。
- ・ こどもの権利について、こども自身の認識を深める学習と、自分の考えや思いを表現でき、自己肯定感を高められる取組が必要です。

(2) 子育て支援サービス等について

- ・ 保護者にとって子育てとは、乳幼児期だけではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものと認識し、それぞれのライフステージを通して、社会全体でこどもと子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ・ アンケート調査からも保護者が多様な悩みや心配ごとを抱えていることが分かりますが、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができる取組を進めていく必要があります。それと同時に、子育て支援サービスの周知に努める必要があります。
- ・ 幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、学童期や青年期に安心して学べる公共教育、居場所づくり、不登校のこどもへの支援、ヤングケアラーへの支援、青年期の就労支援、結婚希望者への支援、相談体制の充実など包括的で計画的な支援が必要です。

(3) こどもの居場所等について

- ・全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。新たな居場所をつくることに加え、既にこどもの居場所となっている児童館、子ども食堂、ふれあい学級など、地域の多様な居場所についても、より良い居場所となるよう取組が必要です。
- ・学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとする必要があります。
- ・保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者自身が学ぶことや、アンケート結果にもあるように、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する必要があります。

(4) 配慮を必要とするこども・子育て家庭について

- ・こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気落ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題として全力で取り組む必要があります。また、保護者の安定的な経済基盤を確保する観点から、就労支援などの様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高める必要があります。
- ・障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。
- ・地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加し、こども・若者や子育てをめぐる問題は地域社会全体の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく必要があります。

(5) 若者支援について

- ・若者の意見に耳を傾け、若者の視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本であり、こども・若者に寄りそえる相談体制を整え支援を進めるとともに、こども・若者に「将来も生活したいまち」として選ばれるまちづくりを進める必要があります。
- ・アンケート結果等にもあるように、母親の就労率が高い中で女性が自らのキャリアを犠牲にしたり、家庭内において子育ての負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画の「すべての子どもが健やかに育ち、それぞれの子育て家庭が地域に支えられ、子どもの成長に喜びを感じられるように、家庭、地域、事業者、関係機関、行政が協働して、安心して子育てができる環境整備、子育てに係る経済的・精神的負担の軽減、多様化する保育ニーズに対応する子育て支援施策の実施などに取り組む」という考え方を引き継ぐとともに、新たに制定されたこども基本法に定める「こどもの権利の尊重」及び「若者の希望実現への後押し」に関する新たな施策を加えることにより、これまで取り組んできた施策をより充実したものとします。

また、本計画の策定において勘案すべきこども大綱は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

このことから、本計画は、「こども」を社会の中心に据え、こどもが幸せに成長できるように、地域全体でこども・若者・子育て家庭をあたたく見守り、つながり、支えあい、こどもが幸せを掴むための手助けを行うことで、本市が、こどもの笑顔が大きく咲きほこる地域となることをめざして、基本理念を次のとおり定めます。

■四万十市こども計画 基本理念

大きく咲かそう

こどもの笑顔

～こどもが まんなか あったか しまんと～

この基本理念のもと、すべてのこども・若者が、誰一人取り残されることなく、権利を保障され、将来にわたって幸福を実感しながら健やかに成長できる社会の実現をめざして各施策に取り組めます。

2 基本目標

基本理念を実現するために、「こども大綱」の方針と本市の課題を考慮し、次の 5 つの基本目標により、こども施策を推進していきます。

基本目標1 こども・若者の権利の保障

【こども大綱の基本方針より】

○こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は生まれながらにして権利の主体であって、自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しし、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていきます。

不当に差別的扱いを受けることがないように、また虐待、いじめ等の権利の侵害からこどもを守り、救済します。

基本目標2 ライフステージを通した切れ目のない支援

【こども大綱の基本方針より】

○こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こども・若者の状況に応じて必要な支援が異なりますが、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、それぞれのライフステージを通じて切れ目のない支援を行います。

また、子育て当事者が、こどもを産み育てることをあきらめることなく、サポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるよう継続した支援を行います。

基本目標3 こどもの健やかな育ちへの支援

学校教育・社会教育は、こども・若者の成長にとって様々な可能性を広げるため、また、困難を乗り越え自己実現を達成するために重要です。一人ひとりの豊かな人生の実現のために、あらゆる社会資源を活用し、こども・若者、子育て当事者が安全・安心を確保できるよう環境整備に努めます。

基本目標4 子育て当事者への支援

【こども大綱の基本方針より】

○良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が個性を尊重されながら成長し、自己肯定感を高め、幸せに自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

また、地域の中で子育て家庭が支えられ、地域社会全体で支援する社会の構築を目指します。

基本目標5 若者のウェルビーイングの実現への支援

【こども大綱の基本方針より】

○若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本となります。妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進め、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、地域社会全体で支援するよう取り組みます。

3 計画の基本目標と体系

基本理念

大きく咲かそう こどもの笑顔
こどもがまんなか あったかしまんとく

基本目標

主な施策内容

基本目標 1
こども・若者の権利の保障

- こども・若者の権利の周知
- こどもの権利侵害の防止
児童虐待防止、いじめ防止等
- こども・若者の社会参画の推進

基本目標 2
ライフステージを通した
切れ目のない支援

- こどもの誕生前から幼児期の支援の充実
妊娠期から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、相談体制充実など
- 学童期・思春期の支援の充実
地域による支援、食育、いのちの大切さ、ネットリテラシー教育など
- 青年期の支援の充実
就労支援、結婚希望者への支援、不安を持つ若者や家族への相談体制の充実

基本目標 3
こどもの健やかな
育ちへの支援

- 教育の環境整備
安心して学べる教育環境、教育相談体制
- 家庭や地域の教育力の向上
- 配慮を必要とするこども・若者への支援
- こども・若者の安心安全の確保

基本目標 4
子育て当事者への支援

- こどもの貧困対策
経済的負担軽減、ひとり親家庭への支援
- 困難を抱える家庭への支援
子育て援助活動、子ども居場所づくり
- 多様な文化を持つ家庭への支援

基本目標 5
若者のウェルビーイングの
実現への支援

- 少子化への対応
出会い結婚への支援など
- 子育てにやさしいまちづくり
- 仕事と家庭の両立
共働き・共育での推進と男女の家事・子育て参画の促進など

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ こども・若者の権利の保障

(1) こども・若者の権利の周知

○こどもの権利の周知・啓発

「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことを目的とし、広く市民への周知・啓発を行い、社会全体での共有を図ります。

○こどもの権利についての学習

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択できるよう、教育現場等での権利についての学習を支援し、こども・若者が主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう努めます。

(2) こどもの権利侵害の防止

○児童虐待や課題のある家庭に関する相談体制の整備

家庭相談員や児童虐待防止対策コーディネーターの配置を継続し、虐待防止及び家庭への総合的な支援体制を維持します。また、継続的な支援にあたっては、定期的に状況把握と支援方針の確認を行う会議を実施します。

○児童虐待の防止に関する周知・啓発

児童虐待事案や、課題を抱えた保護者等が早期に適切な相談窓口につながれるように、児童虐待の防止に関する各種広報等に取り組み、継続して広く市民に啓発を行います。

また、対応にあたる各関係機関が児童虐待の防止に関する共通認識を持ち、児童やその保護者等に適切な支援が行えるよう、正しい情報の周知・啓発を行います。

○要保護児童対策地域協議会の充実

要保護児童等に関する支援方針について、日頃から関係機関との情報共有に努めるとともに、定期的に福祉・保健・医療・教育・児童相談所等の関係機関と協議の場を持つことで各ケースのリスクと支援方針について共通認識を持ち、連携のもと、児童虐待の防止に向けた早期発見と適切な対応に努めます。

○子育て家庭への切れ目ない相談・対応体制の整備

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を一体的な組織として実施する「こども家庭センター」を整備し、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭までを切れ目なく、漏れなく対応を行います。

○いじめ、不登校、困難を抱えるこどもへの支援

学校の道徳科や学級・ホームルーム活動等において、こども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進、ネットに関する対策の推進など、いじめ防止対策を強化します。

不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本として、不登校状態にあるこどもに限らず、困難を抱えるこどもに対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家へ相談できる環境の整備、インターネットを活用した学習支援、NPO やフリースクール等との連携などを行い、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

○こどもの権利侵害に関する相談体制の充実

こどもの権利侵害に対する相談支援の強化を図ります。児童相談所などの関係機関とのネットワークを強化し、早期認知と早期の組織的対応を図り、ネットワークによる情報交換、相談体制の整備、相談窓口の周知、人材育成に取り組みます。

(3) こども・若者の社会参画の推進

○こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保

「こどもサミット」などによるこども・若者の意見を聴取する機会を継続的に実施し、その中で、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともにこども施策を進めていくことが大切であり、また、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組みます。

基本目標２ ライフステージを通した切れ目のない支援

(１) こどもの誕生前から幼児期の支援の充実

○安心・安全な出産への支援

母親が安心して妊娠・出産にのぞめるよう、保健師等が母子手帳交付時にすべての妊婦に面談を行い、不安や困りごとへの相談対応や妊娠中に利用できるサービス、相談窓口等の周知を行います。支援が必要な妊婦については、必要に応じて医療機関等と連携しながら、訪問等による支援に努めます。

妊娠中には妊婦教室を開催し、妊婦及びその家族が妊娠・出産・育児についての学習や体験ができる場をつくります。妊娠後期には全ての妊婦に対し、助産師による面談や電話相談を行い、出産に向けて心身のことも含むさまざまな準備ができるよう支援を行います。

また、出産後の母親の心身のケアと育児支援を目的として、産後ケアの取り組みの充実化を図ります。

○育児相談体制の充実

子育て支援センターでの育児相談や保健師等による新生児・乳児訪問等で対応しており、今後も現状の体制を維持するとともに、保護者が相談しやすい環境を整えます。

また、母子手帳交付時や乳児健診等でのチラシ配布のほか、広報誌やホームページによる相談事業の周知を図ります。さらに、「こども家庭センター」を整備し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどし、妊産婦・乳幼児に対して切れ目のない支援を行います。

○妊婦・乳幼児の食育及び栄養相談

母体と胎児の健康維持のために、妊婦教室にて妊娠期の食生活についての講話や個別相談対応を行います。

また、子育ての不安や悩みを解消するために、今後も乳幼児健診や乳幼児相談時に管理栄養士や保健師による栄養指導や離乳食相談を継続していきます。そのためにも、関係機関に協力を得ながら、対応できる管理栄養士の確保に努め、妊婦と乳幼児を持つ保護者への支援体制を充実させていきます。

○小児医療の体制維持と情報の周知・広報

安心して子育てができる環境の確保のために、小児医療の体制維持に取り組むとともに、産科・周産期医療体制の維持や子どもの発達支援体制の充実について、県と連携して取り組みます。さらに、休日及び休日の夜間における在宅当番医制度を継続して行うことで、市民の急病患者的の医療を確保し、周知・広報に努めます。また、小児に関する緊急時の対応として、小児救急電話相談（＃８０００）をホームページや子育て応援アプリで周知するとともに、平日夜間における二次救急医療体制を確保します。

(2) 学童期・思春期の支援の充実

○地域によるこども・若者の育成の支援

こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、美しい自然などの社会資源を活用した子ども会活動の充実化や、青少年健全育成四万十市民会議の活動の活性化など、こども・若者の育成への寄与に努めます。

また、多くのこどもたちに活動に参加してもらえるよう、活動内容の周知・広報を徹底するとともに、運営への市民の関心が高まるよう取り組み、市民参加につなげます。

○学校・保育所での食育

こども自身が「食」についての理解を深め自ら実践できるよう、食育計画に基づいて、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じ、保育所や学校等において食育カリキュラムや体験型学習を活用した食育に取り組み、健康な心、身体づくりにつなげていきます。

また、食べ物教室や菜園活動、行事食等を実施するとともに、地域性の高い食材や献立を取り入れる等の地産地消の普及を行い、給食を単なる食事の提供ではなく、食に対する理解を促すための教材として活用していきます。さらに、家庭への食に関する情報発信の充実、食教育への保護者参画機会の拡大を図ります。

○いのちを大切に作る心を育む教育の充実

思春期は、こどもから大人になる転換期であり、心や体の健康状態が生涯の健康に大きく影響するといわれています。喫煙や飲酒、薬物等が身体に及ぼす害についての学習を早い段階から取り組むことによって、安易な意思に惑わされない強い意思を育てていきます。

また、性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が正しい性知識を得られるよう情報の発信、学習の場の充実を図るとともに、思いやりの心や感謝の気持ち、命の尊さなどを大切にする心を持ってもらうことを目的として、職場体験等での乳幼児とのふれあい体験の実施や、子育てサークルの活動等へのボランティア参加を呼びかけ、子育て中の親子とふれあう機会を提供します。さらに、こども・保護者が相談しやすく、そこから思春期の健康づくりを進めることができるような体制づくりを推進します。

○ネットリテラシー教育の充実

こども自身が、デジタル社会の一員として自覚を持ち、様々なリスクに対処して安全を確保しつつ、適切に情報やICTを理解・活用できるよう、ネットリテラシー教育の充実を図ります。あわせて、こどもが有害な情報に触れることを防ぐフィルタリングの実施やネット利用時間の監視などペアレンタルコントロールが適切に実施できるよう、保護者向けの啓発を行います。

(3) 青年期の支援の充実

○就労支援の取組

就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

○出会い・結婚への支援

若者が結婚を前向きに捉えられるよう、地域全体での支援や気運づくりに努めるとともに、民間団体との連携による出会いイベントを実施するほか、「出会いサポート事業」の登録者や婚活サポーターの増員を図り、マッチングやカップルの成立を支援します。

○悩みや不安を抱える若者や家族に対する相談体制の充実

こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、学生を含む若者に周知するとともに、ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

○健全な生活習慣の構築

成長の各段階、生活の各場面で食育を推進し、すべての市民に対して、食に関する学習会等による知識の習得、情報提供の実施を推進することで、望ましい食生活の実現や生活リズムの改善など、健全な生活習慣の構築に努めていきます。

基本目標3 こどもの健やかな育ちへの支援

(1) 生きる力を育む教育の環境整備

○生きる力を育てる学校教育等の推進

一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むとともに、学習指導要領に基づき、学校経営計画を策定し、学力向上と創造性の育成を推進していきます。また、こどもが主体性や社会性、創造性を育み、健全でたくましい「生きる力」を得ることができるよう、学校教育の改善・充実に努めるとともに、こどもの個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。

○効率的な教育環境の整備

こどもたちが安心安全な環境で学習し成長できるよう、適宜に学校施設等の改修・整備を行います。また、少子化の中、適正規模で、できるだけ良い条件でこどもが学習できるように、地域・保護者の理解を得る努力をし、必要に応じて学校の再編等を検討します。

○学校保健の推進

学校におけるこどもの健康と安全を確保するため、学校保健安全法に基づいた、児童・生徒等の健康保持や健康増進のための就学児健康診断等を実施します。また、学校教育法に基づき、「健康な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ること。」を目的として、保健教育を実施します。

○安全管理の推進

児童・生徒の事故災害を防止し、安全な学校生活を確保するため、系統的・計画的な指導を行い、実態の把握と分析に努めるとともに、補導センターによる巡回指導や登下校防犯プランなど、不審者対策を実施していきます。

○地域学校協働活動の推進

地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術を持つ地域の人を講師として招いたりする等、こどもたちの多様なニーズに対応できる、地域学校協働活動の推進に努めます。

○教育相談体制の充実

いじめ・暴力行為・不登校等の問題に対し、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、問題の発生を未然に防止する予防的観点から、引き続きスクールカウンセラーやＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を配置して、効果的な取り組みを実施します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

○情報提供体制の整備

各種制度について、必要な情報を分かりやすく提供できるよう、広報誌への掲載やホームページの定期的更新を引き続き行うとともに、個別の申請が必要な制度については、学校や保育所等を通じて各家庭に直接周知するほか、「子育て応援アプリおやこっこ」や「子育て応援 SNS」による周知も行うなど、子育てに関する情報がしっかりと届くように、関係機関が連携した情報提供方法を模索していきます。

○地域における子育てネットワークの形成

こどもが地域で健やかに育つことができるよう、地域の人材を活用した放課後子ども教室等を引き続き実施するとともに、声かけ運動などの地域活動を支援し、民生委員・児童委員等と連携した子育てネットワークづくりに取り組んでいきます。

○子育て応援団体の活動の促進

子育て応援団体の活動については、活動に関する相談や運営方法に関する指導など、取り組みへの支援を行っていきます。さらに、各団体の活動内容をホームページや SNS、広報誌を通じて紹介するとともに、保育所等へのチラシ配布などについて協力していきます。

また、活動支援補助金制度により、団体活動の活性化を促すとともに、今後は、新たな団体の組織化や活動の実施も支援します。

○家族関係の充実

親子をはじめとした家族間のふれあいの大切さを認識し、こどもを温かく育み充実した家庭教育が行われるよう、学校・保健・福祉・保健所等の関連機関が連携し、発育や性に関する教育や社会的役割を学習する機会の充実を図っていきます。

○家庭教育を学習する機会の充実

核家族化と少子化が進む中で、ネグレクト（育児放棄）を含む児童虐待や、しつけに悩む親の増加といったことが社会現象化し、問題となっていることを踏まえ、子育ての知識や手法を啓発していきます。

また、子育て中の保護者が、子育てへの楽しみ・喜びを感じられるよう、地域社会が一体となって支援するとともに、次代を担う中高生等に対しては、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、夫婦の家事・育児のあり方についても学習機会を提供し、子育てをする家庭環境への理解を促進します。

○体験活動・体験学習の推進

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。体験活動の学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を認識し、スポーツ少年団などの民間団体や事業者等と連携して、年齢や発達に応じた、スポーツや文化芸術など多様な体験の場を創出します。

また、四万十川や周辺の自然への興味・関心を持ってもらえるよう、親子を対象とした体験学習や環境学習を実施するほか、こどもの成長・発達段階に応じた読書活動が推進できる環境を整え、読書がこどもたちのよりよい人生の糧となるよう取り組みを進めていきます。

(3) 配慮を必要とするこども・若者への支援の充実

○障害の早期発見

発達の遅れや心身に障害のある児童について、学校・保育所等より障害の疑いがあるとの情報が提供された場合や、保護者からの相談、乳幼児健診で発達フォローとなった場合は、関係機関と連携し、必要な相談機関へつなげるなど、早期の対応に努めます。また、発達の遅れや心身に障害のある児童については、保育所での加配の必要性を判断する体制を整え、児童の健やかな成長を促すとともに、相談・支援体制の充実を図り、保護者の不安の解消に努めます。

○特性のある人への理解、学習機会等の充実

障害のある人への理解を深めるため、学校において人権教育の充実に努めます。また、社会人に対しても人権教育講座等で学習機会を提供するとともに、関係機関の連携体制を拡充し、相談体制の充実を図ります。

○家族会・ボランティアグループへの支援

こどもの特性などに関して同じ悩みを持つ家庭のネットワークを築いていくとともに、必要に応じて組織化や連携についての支援を行っていきます。

○特別支援教育の推進

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等を含めた配慮が必要な児童について、関係機関との連携により、特別支援教育を支援するネットワークの充実を図ります。また、各学校の特別支援教育学校コーディネーターを対象に研修会を実施し、専門的な対応のできる総合的な教育支援体制を整備していきます。

(4) こども・若者の安心・安全の確保

○道路交通環境の整備

安全な通学・通園路等を確保するために、教育委員会・警察・道路管理者による四万十市通学路安全対策連絡協議会を開催し、こどもを含めた交通弱者の立場に立った安全対策に努めます。

○交通安全を確保するための活動の推進

保育所、幼稚園、小学校等においては、実技指導やビデオ学習による巡回交通安全教室を開催します。また、交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、交通安全指導員や関係機関等と連携して、街頭指導や啓発活動を実施します。

さらに、地域の実情に即した交通安全運動を推進するため、市、警察、学校、保育所、関係民間団体等と連携・協力をとりながら、交通安全指導員等の指導力向上と地域における民間指導者の育成を図っていきます。

○こども見守り活動の推進

地域における通園・通学路での声かけ運動、地域と警察の連携による「子ども110番」等、地域、保育所・学校、PTA、関係機関が連携を強化し、不審者に対する対応や犯罪被害に関する情報提供、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。また、通園・通学路や公園等などにおけるこどもの誘拐等の犯罪を防ぐために、スクールガードリーダーによる見守り活動を実施していきます。

○犯罪被害に遭ったこどもの保護とケア

交通事故や犯罪等の被害に遭ったこどもの心身の健全な発達と自立を促していくために、専門家による継続的なカウンセリング等、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。また、心のケアが必要なこどもの発見につなげられるよう、保育所・学校等と要保護・要支援児童対策についての認識の共有を図っていきます。

基本目標 4 子育て当事者への支援

(1) こどもの貧困対策の推進

○子育てに伴う経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を少しでも軽減できるよう、高校修了までを対象とした医療費の助成や児童手当諸制度及び就学援助制度を実施するほか、低年齢児や多子世帯の保育料の軽減、その他各種制度の拡充について国・県に対して要請をしていきます。また、各助成制度についてホームページや広報誌に掲載するほか、制度改正が行われたとき等には、個別に通知する等、一層の周知に努めます。

○ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、医療費助成や児童扶養手当の給付など、現行の支援を継続するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援事業費補助金、ひとり親家庭自立支援教育訓練事業等の周知に努めていきます。

必要な情報について広報誌やホームページ等による周知を図るとともに、地域におけるひとり親家庭の現状の把握に努め、相談・支援体制の充実化を図ります。

(2) 困難を抱える家庭への支援

○子育て援助活動の推進

緊急時に子育ての援助をしてもらうことができる親族や友人等が周囲にいない方に対し、保護者どうしの繋がりへの参加を呼びかけるとともに、一時的にこどもを預けることのできる「ファミリー・サポート・センター事業」や「一時預かり事業」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」等の子育て支援施策の拡充を図り、必要とする方に情報が届くよう周知に努めます。

○関係機関と連携した支援

障害やDV被害者などの親が課題を抱える家庭、多胎児を持つ家庭やひきこもり状態のこどもを持つ家庭など、育児に困難を抱える家庭に対する支援について、ニーズを把握したうえで、関係機関と連携し効果的な方策を検討します。

○こどもの居場所づくり

こどもの孤立を防止するために、こどもが安心して過ごせる居場所を提供できるよう取り組みます。また、こどもの孤食や欠食を防ぐとともに、地域との交流を図ることができる子ども食堂の活動を支援します。また、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

○ヤングケアラーの防止

本来大人が担う家事や家族の世話などを、こどもが日常的に行うヤングケアラーについて、こどもの健やかな成長・発達時間を奪われないように、こども・保護者双方に対し啓発を行いヤングケアラーの発生を防止する取り組みを行います。また、関係機関と連携し、こどもからの相談があった場合に適切に対応できるよう努めます。

(3) 多様な文化を持ったこどもと家庭への支援

○異文化の理解の促進

異なった文化や習慣を持つ方々に、偏見や排他的な意識を持つことなく、多様な価値観との出会いや、ふれあいの中から共に生きていくための意識の高揚を図るよう努めます。

○学校教育における国際理解の促進

国際社会・情報社会の中で力を発揮できる人づくりのため、異文化の理解、外国語教育の充実や情報活用能力を育てる教育を推進します。また、外国籍の児童や生徒と共に生きていく資質や態度の育成に努めます。

○外国人が子育てしやすい生活環境づくり

外国人が安心して子育てができるように、保育・教育施設での受け入れ環境を整備するとともに、子育てに関する情報提供ツールの整備に努めます。

また、関係機関との連携により、相談体制の充実に努めるほか、日本語教室を開催し、日本で安心して生活できるようサポートを行います。

基本目標 5 若者のウェルビーイングの実現への支援

(1) 進行する少子化への対応

○出会い・結婚への支援（再掲）

若者が結婚を前向きに捉えられるよう、地域全体での支援や気運づくりに努めるとともに、民間団体との連携による出会いイベントを実施するほか、「出会いサポート事業」の登録者や婚活サポーターの増員を図り、マッチングやカップルの成立を支援します。

○妊娠・出産に係る支援の充実

安心して子どもを産むことのできる地域社会の形成を目指して、妊婦支援給付金の支給や妊婦一般健康診査受診券を発行するほか、少子化対策の一環として不妊治療等に必要経費の一部を助成していきます。また、出産費用の負担が困難な方に対して、出産費用の一部を公費で負担する「助産制度」の紹介を行っていきます。

○総合的な連携体制・支援体制の整備

本市で充実した子育てができるよう、行政のみならず、地域住民や「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に参加している市内の企業・団体に対し、市が行う子育て支援事業への協力などを呼びかけ、子育てに関する総合的な連携体制・支援体制づくりを行います。

○若者定住を目指した就労支援施策の推進

若者の定住を目指し、雇用の場の拡充と就労の支援に努めます。また、Uターン・Iターン等による定住希望者に対し、就労等に関してきめ細かい情報提供を行うとともに、NPOとの連携による相談体制の充実に努めることで、移住・定住者の増加につなげます。

(2) 子育てにやさしいまちづくり

○子育てに配慮した地域の意識啓発

子どもや妊産婦に配慮した地域づくり、人にやさしい地域の意識啓発を引き続き行っていきます。また、妊婦に対して「こうちあったかパーキング制度」の周知を行うほか、必要な情報については、各ツールを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。

○子育てにやさしい施設の推進

子育て家庭が子どもを連れて、気軽に安全に外出できるまちになるよう、キッズトイレや授乳室の設置、キッズスペースの整備、ベビーチェア等の整備、段差等をなくすなどのユニバーサルデザインを取り入れた、子育てにやさしい施設づくりを推進します。

○公園等の身近な遊び場の整備

こどもの安全・自由に遊べる公園や水辺の空間等、身近な遊び場の整備充実を図ります。また、公園施設長寿命化計画に基づき、各種施設の修繕・改修を実施し、適正な維持管理・公園運営を行います。遊び場の整備状況等については、SNS等で情報を発信していきます。

(3) 仕事と家庭の両立の推進

○男女共同参画の推進

家事や子育て介護の場面で、男女が協力し合うという意義を啓発するため、引き続き男女共同参画推進に係る講座などを通じて、市民の学習機会の充実に努めていきます。さらに、妊娠届出時に、子育て応援アプリの紹介やパパの本（高知県作成）を配布し、父親になる方の妊婦教室への参加や父母が協力し合う子育ての形を促進していきます。

今後も、固定的な役割分担意識を見直し、男女が適切な役割を分担していくよう、意識啓発を推進します。また、法の趣旨や社会的要請等について理解を求めていくとともに、雇用主への子育て家庭への意識改革、社員等への働き方の見直しについて、啓発・広報を進めていきます。

○育児休業や介護・看護休暇制度等の普及啓発

育児・介護休業法による、育児休業や介護休業、看護休暇制度が広く普及されるよう、商工業関連団体に協力を依頼し、その趣旨や内容の啓発・広報活動を進めていきます。また、国・県・ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら推進していきます。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備に取り組みます。

そのためにも、事業主等に対し、子育て家庭を理解し応援する環境づくりに努めるよう働きかけを行います。また、家庭生活の大切さと、仕事と両立することの重要性について、各ツールを活用した情報発信に取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」に関する講習会を開催するなど啓発に努めます。

第5章 こども・子育て支援事業

1 教育・保育提供設定区域の設定

教育・保育提供区域を設定する際には、地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況などを総合的に考慮します。そして、地域の実情に応じて、保護者やこどもが自宅から容易に移動できる区域を定めなければなりません。また、この提供区域は、地域型保育事業の認可時に行われる需給調整の判断基準となるため、慎重に設定する必要があります。

本市においては、地域性、教育・保育施設の整備状況等を踏まえた上で、一体的な資源の活用が可能であると考え、教育・保育提供区域を市内全域の1区域とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保の方策

■1号認定

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52	49	46	44	42
②確保の方策	90	90	90	90	90
②-①	38	41	44	46	48

■2号認定

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	582	571	560	549	539
②確保の方策	897	897	897	897	897
②-①	315	326	337	348	358

■3号認定（0歳児）

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	82	83	84	85
②確保の方策	86	86	86	86	86
②-①	5	4	3	2	1

■3号認定（1歳児）

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117	110	104	98	92
②確保の方策	155	155	155	155	155
②-①	38	45	51	57	63

■3号認定（2歳児）

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	161	152	143	135	127
②確保の方策	255	255	255	255	255
②-①	94	103	112	120	128

【確保方策の内容】

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容がみこまれています。
 今後は、質の向上に努め、効果的な施設の運営を図ります。

3 こども・子育て支援サービスの量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

現在、こども家庭センターを始め、市内3カ所で事業を実施しています。

すべての妊産婦、子育て家庭、18歳までのこどもを対象に切れ目のない相談・支援を行っていきます。

②地域子育て拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,559	7,615	7,673	7,731	7,789
②確保の方策	7,559	7,615	7,673	7,731	7,789
施設数	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、市内2カ所（地域子育て支援センターなかむら：ぽっぽ、地域子育て支援センターにしとさ：ぴよっこ）で事業を実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

③妊婦一般健康診査事業

妊婦の健康の保持増進と胎児の健康を守るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,472	1,350	1,238	1,135	1,041
②確保の方策	1,472	1,350	1,238	1,135	1,041
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、地域内外（市外も含む）の各医療機関で実施しています。

母子健康手帳交付時に 14 回の受診券を配布しています。受診率の向上を目指して啓発活動を行うとともに、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	157	151	146	140	135
②確保の方策	157	151	146	140	135
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、保健師・助産師等で実施しています。

引き続き現体制で事業を実施し、訪問率 100%を目指します。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です

単位：人／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	48	45	43	40	38
②確保の方策	48	45	43	40	38
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、保健師・助産師等で実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑥放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）6 施設

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対して、学校等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

単位：人／年

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	小学 1 年生	159	165	171	178	185
	小学 2 年生	128	129	130	131	132
	小学 3 年生	93	93	93	93	93
	小学 4 年生	35	36	37	38	39
	小学 5 年生	15	14	13	12	11
	小学 6 年生	18	18	18	18	18
	合計	448	455	462	470	478
②確保の方策		480	480	480	480	480
②-①		32	25	18	10	2

【確保方策の内容】

現在、市内 6 か所（中村小学校・中村南小学校・東山小学校・具同小学校・東中筋小学校・西土佐小学校）で事業を実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

運営及び環境整備にあたっては、放課後児童対策パッケージに基づき、必要とする児童が安心して利用ができるように、取り組んでいきます。

⑦子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業＜ショートステイ事業＞及び夜間養護等事業＜トワイライトステイ事業＞）です。

単位：人日／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	38	43	50	57	65
②確保の方策	65	65	65	65	65
②-①	27	22	15	8	0

【確保方策の内容】

現在、市内 2 か所（児童福祉施設 若草園、ファミリーホーム後川）で事業を実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	523	580	642	712	789
②確保の方策	523	580	642	712	789
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、しまんとファミリー・サポート・センター（四万十市児童館内）を中心に事業を実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年、箇所

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園型	①量の見込み	7,415	8,013	8,658	9,356	10,110
	②確保の方策	7,415	8,013	8,658	9,356	10,110
	施設数	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
一般型	①量の見込み	798	927	1,078	1,254	1,458
	②確保の方策	798	927	1,078	1,254	1,458
	施設数	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、市内 2 カ所の認定こども園（なかむら園・ひかりこども園）で通園している園児を対象に幼稚園型を実施し、子育て支援センターなかむらで一般型を実施しています。

現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑩延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。

単位：人／年、箇所

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	946	1,012	1,084	1,160	1,242
②確保の方策	946	1,012	1,084	1,160	1,242
施設数	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、市内 20 か所（公立：14 か所、私立：6 か所）で事業を実施しています。
現在の供給体制及び供給量で充足しているため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

⑪病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに、一時的に保育を行う事業です。

単位：人日／年、箇所

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
病児保育事業 (施設型)	①量の見込み	827	789	751	741	727
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0
	②-①	△827	△789	△751	△741	△727
体調不良児対応型	①量の見込み	1,182	1,419	1,502	1,600	1,600
	②確保の方策	1,182	1,419	1,502	1,600	1,600
	施設数	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	40	40	40	40	40
	②確保の方策	40	40	40	40	40
	施設数	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、市内では体調不良児対応型（認定こども園 2 か所、認可保育所 2 か所）とファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

施設型の病児保育のニーズが高い状況ですが、施設整備に加え医療機関との連携も必要なことから、現段階では事業実施の見通しはたっていません。現在の供給体制での事業提供を継続しながら、実施を検討していきます。

⑫実費徴収に係る補助給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して市町村が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じて助成する事業です。

【確保方策の内容】

現在、市内では実施していません。今後は状況に応じて検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

単位：人／年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園	①量の見込み	2	2	2	2	2
特別支援教育・保育経費	②確保の方策	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、認定こども園において、特別な支援が必要なこどもを受け入れている施設に対し加配職員に係る費用の一部を支援します。

新規参入事業者への巡回支援及び多様な集団活動事業支援については、状況に応じて検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	520	500	481	465	448
②確保の方策	520	500	481	465	448
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

令和7年度より新たに事業に取り組みます。

⑮児童育成支援拠点事業

課題を抱えるこどもたちのための居場所を提供し、生活習慣や学習、進路相談、食事の支援を行います。また、個々の状況に応じた包括的な支援を通じて、虐待防止とこどもの健全な育成を図る事業です。

【確保方策の内容】

現在、実施の予定はありません。今後は状況に応じて検討していきます。

⑯親子関係形成支援事業

保護者と児童の悩みや不安に対し、講義やグループワークを通じて情報提供や相談、助言を行います。また、保護者同士の情報交換や相談・共有の場を設け、適切な親子関係の構築を支援する事業です。

【確保方策の内容】

現在、実施の予定はありません。今後は状況に応じて検討していきます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

単位：人回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	471	453	438	420	405
②確保の方策	471	453	438	420	405
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

届け出のあった妊婦等に対して、保健師・助産師が3回以上の面談を実施します。

⑱産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	157	151	146	140	135
②確保の方策	157	151	146	140	135
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

助産師が自宅を訪問しケアを行う「訪問型」、子育て支援センターなかむら（市の助産師が対応）・医療機関に来所していただき日帰りケアを行う「通所型」、医療機関に宿泊してケアを受ける「宿泊型」の3事業を実施しています。

⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用可能な通園制度です。

単位：人日／年

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	①量の見込み	29	27	25	24	23
	②確保の方策	0	27	25	24	23
	②-①	△29	0	0	0	0
1 歳児	①量の見込み	35	37	39	41	42
	②確保の方策	0	37	39	41	42
	②-①	△35	0	0	0	0
2 歳児	①量の見込み	8	12	15	18	21
	②確保の方策	0	12	15	18	21
	②-①	△8	0	0	0	0

【確保方策の内容】

令和 8 年度より「子育て支援センターなかむら」において事業を開始する予定です。

4 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

本市では、認定こども園として、「なかむら園・中村幼稚園」「ひかりこども園」と、地域型保育事業Ⅰか所で受け入れを行っていますが、幼稚園・保育所等の機能や特性を持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図ります。

また、公立保育所、認定こども園といった枠組みを超えて「職員合同研修」の実施し、質の高い保育・教育の提供に向けた取組を行うと同時に、保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進していきます。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性を踏まえ、乳幼児期からの切れ目のない支援を行うとともに、情報提供、相談体制の強化を図ります。

なお、子育て施策の実施においては、保育所・認定こども園及び学校や、子育てサービス提供事業者などとの連携強化を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し、市内の教育・保育施設等と連携し、公正かつ適切な方法により給付を行っていきます。

6 放課後児童パッケージに基づく取り組みの推進

本市では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」などの問題を解消するために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を行っています。

国は、令和5年12月に新たに「放課後児童対策パッケージ」を発出し、令和5年度末で終了となる「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標量を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、喫緊の課題を解決するよう取り組む内容を示していることから、本市においても、引き続き子ども達が安心して過ごせる居場所が確保できるように、児童館など他の事業とも連携しつつ、下記の内容で取り組みを推進していきます。

①放課後子ども教室

現在、市内8か所（八束小学校・中筋小学校・利岡小学校・蕨岡小学校・大用小学校・竹島小学校・下田小学校・西土佐小学校）で事業を実施しています。

全てのこどもが放課後に、安全で安心な活動拠点において、学習や体験・交流活動が行えるよう、引き続き、既存教室や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労の有無に関わらない、子どもの安全・安心な居場所づくりとして、事業を推進していきます。

②児童館事業

こどもが放課後などに、遊びなどをとおして心身の健康の増進や知的・社会的能力を高め情緒を豊かにすることを目的に、市内1か所で事業を実施しています。

こどもの環境や状況等にかかわらず、自由に来館し過ごすことができる施設として、遊びや学びの場を提供しています。

今後も引き続き、家庭や学校等と連携をとり、こどもの健全な育成に寄与できるよう取り組みます。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取り組み

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係者が、活動プログラムの企画段階から連携して事業の実施に取り組むとともに、学童保育所を利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受入れや引き渡しについて双方が連携を図ります。

市内においては1か所（西土佐小学校）で連携した取り組みを実施しており、継続して取り組むほか、他の校区においても実施の検討を行います。

④小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用

現在、放課後児童クラブ 2 か所及び全ての放課後子ども教室が小学校の余裕教室等を活用しています。

引き続き、学校、子育て支援課、教育委員会が積極的な情報交換・情報共有を図り、効果的な事業運営に努めます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とするこどもが、安心して利用することができるように、受け入れ態勢を整備し、学校・家庭と連携して適切な対応に努めます。

⑥地域の実情に応じた取り組み

保護者の就労環境に配慮し、市内すべての施設において、午後 6 時までの延長保育を実施しています。長期休業中の開所時間も含め、延長時間について検討をします。

また、課題となっている待機児童について、関係機関と協力し解消に努めます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が地域の実情に応じた効果的な取り組みとなるよう、子ども子育て会議及び運営委員会で検討協議を行います。

⑦事業の質の向上、地域と一体となった取り組みへの方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が、こどもの主体性を尊重し、自主性や社会性の向上に寄与できるよう取り組みます。また、その取り組み内容が保護者や地域住民等に理解していただき、積極的に連携・協力が得られるように事業の周知に努めます。

第6章 推進体制

1 計画の推進について

(1) 住民や地域、関係団体等との協働

本計画の着実な展開にあたっては、行政だけではなく、四万十市全体として、こども施策に取りくむ必要があります。そのため、こどもの意見聴取の機会の確保のための必要な体制整備や、子ども・子育て会議をはじめ、家庭や地域、市内のこども・子育てに関わる関係団体や企業等との連携を図り協働で進めていきます。

また、ホームページやSNS、広報誌等の多様な媒体を通して、積極的に計画の周知や情報の提供を図ります。

(2) 庁内の推進体制

こども施策は、教育や保育など多くの分野に関連しています。そのため、子育て支援課が中心となり、毎年各課の施策や事業の実施状況を把握し、全庁的に各課が連携して施策に取り組み、計画を着実に進めていきます。

2 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（検証・評価）-Act（改善）】のプロセスを踏まえた、計画の進捗管理に努めます。

(2) 検証・評価の実施

本計画を実効性のあるものとして推進するために、各施策に示された事業ごとに評価指標を設定し、定期的に検証を行います。

検証結果については、「四万十市子ども子育て検討会」など関係団体等から意見を聴取するほか、こども・若者からの意見を聴収するよう努めます。

確認・評価については、「四万十市子ども・子育て会議」において行うこととし、計画に定める内容に変動が生じる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

Ⅰ 四万十市こどもサミット

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づいて、市内小中学校のこどもたちの意見を持ち寄り、こどもたちの代表者が協議し、こどもたち自身で声明を作り上げる、サミット形式の会議を開催しました。

■開催目的

こどもが自らの意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるとともに、こどもの自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつながります。そのため、意見形成への支援を進め、こどもが意見を表明しやすい環境づくりが大切です。こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに社会を進めていく基盤として、意見表明の機会の創出と社会づくりに参画できる機会を保障することを目的として、こどもサミットを開催します。

■令和6年度サミットテーマ

みんなのふるさと「四万十」をもっと良くしよう
～いつまでも住み続けたいまちであるために～

主 催	四万十市 四万十市教育委員会
日 時	令和6年8月20日（火） 14:00～16:30
場 所	四万十市総合文化センター しまんとびあ りぐるホール
参加者	四万十市立小中学校 代表者 42名（小学生35名、中学生7名）

■9つのコミュニケ（声明）

- このまちのみんながもっと仲良くなるためにあいさつをしよう。
- このまちの交流人口を増やすため、あいさつ運動や行事を増やすことで地域の中と外とのつながりを深めてください。
- 四万十市のこどもの体力づくりのため、体を使って遊べる施設を増やしてください。
- スポーツが高知で有名になるためにたくさんのスポーツを体験できる施設を作ってもらいたいです。
- 私たちは、大切な生き物たちを守るために、ごみ拾いを四万十市のみんなでやっていきましょう。
- 「このまちの自然環境をもっと良くする」ため四万十市の皆で「ごみ拾い活動」をしましょう。
- 私達は「この街の公園などの遊び場をもっと良くする」ため大人たちに「新しい施設」を求めます。
- この街の自然環境をもっと良くするために四万十市のみんなでごみ拾いをしましょう。
- この街の雰囲気をもっと良くするために大人たちに交流の場を求めます。

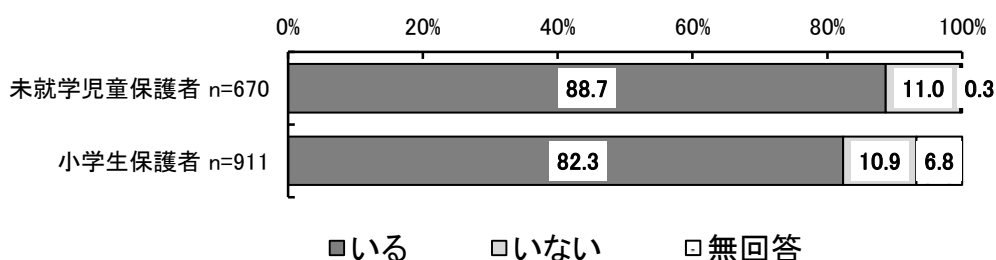
これらのコミュニケは、こども基本法に基づく子どもたちの意見として、本市の政策検討・運営にあたって尊重することとします。また、今後も継続して意見表明・社会参画の機会の充実を図り、多様な声を実効性のあるものにしていく工夫を重ねていきます。

2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査結果

①ニーズ調査結果（抜粋）

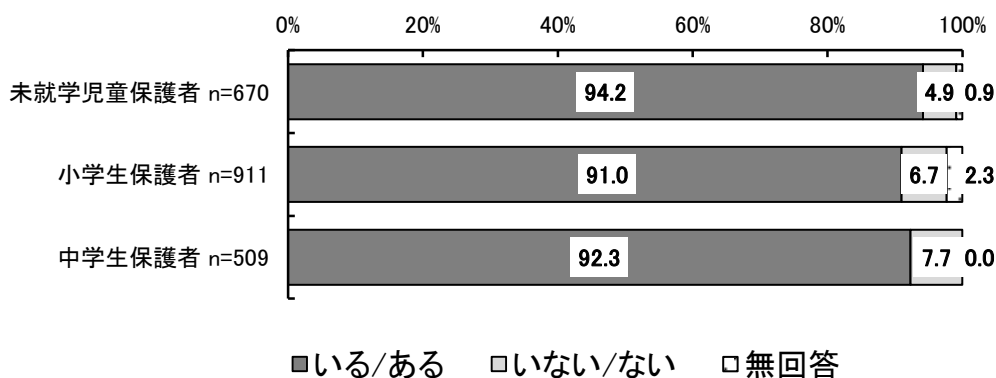
Q1 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（○はいくつでも）

こどもをみてもらえる親族・知人の存在についてみると、未就学児童保護者では「いる」の割合が88.7%、「いない」が11.0%となっています。小学生保護者では「いる」が82.3%、「いない」が10.9%となっています。



Q2 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（○は1つ）

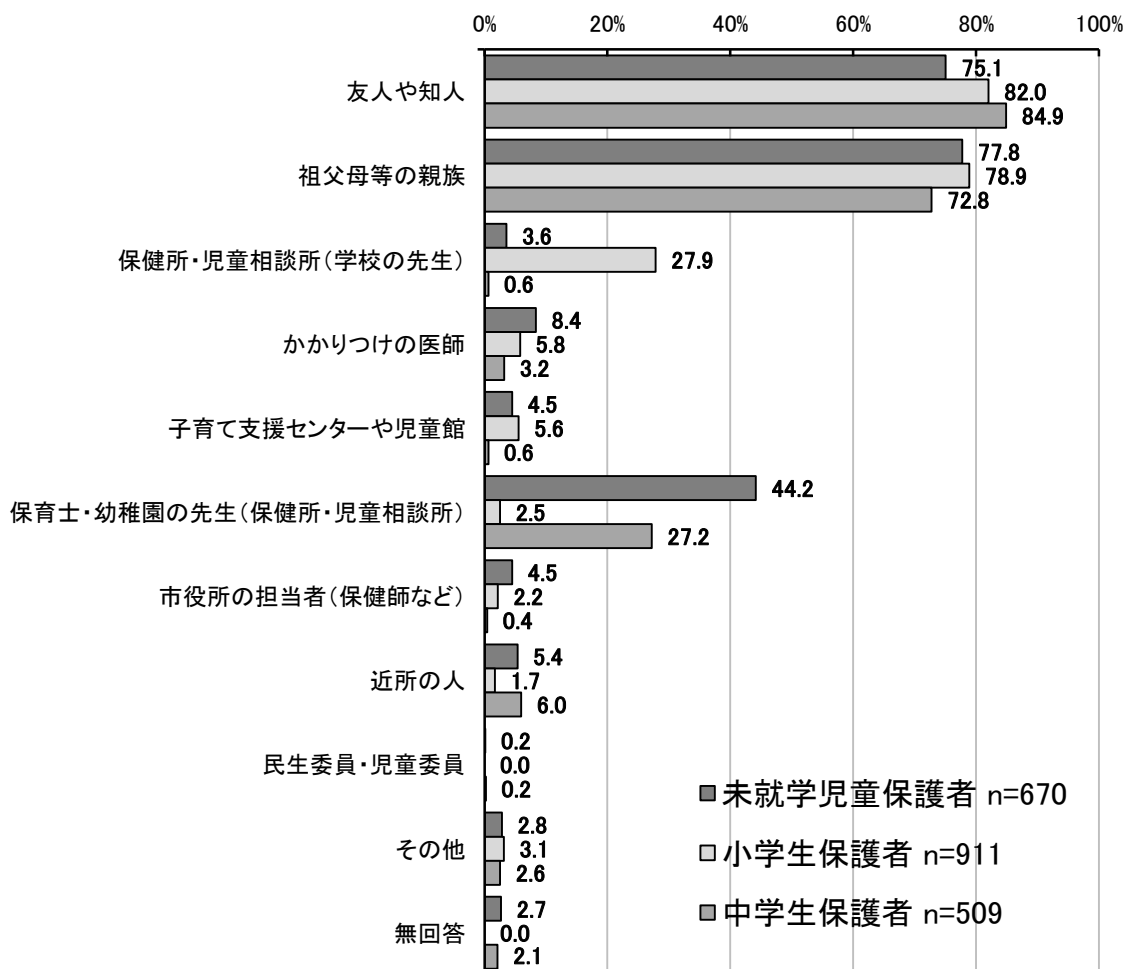
気軽に相談できる人・場所についてみると、「いる／ある」の割合では、未就学児童保護者 94.2%、小学生保護者 91.0%、中学生保護者 92.3%とすべて9割を超えており、一方、「いない／ない」は、未就学児童保護者 4.9%、小学生保護者 6.7%、中学生保護者 7.7%となっています。



Q3 Q2で「ある／いる」に○をつけた人にお伺いします。

子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）

気軽に相談できる先についてみると、未就学児童保護者では「祖父母等の親族」が77.8%と最も高く、小学生保護者と中学生保護者では「友人や知人」がそれぞれ82.0%と84.9%と最も高くなっています。



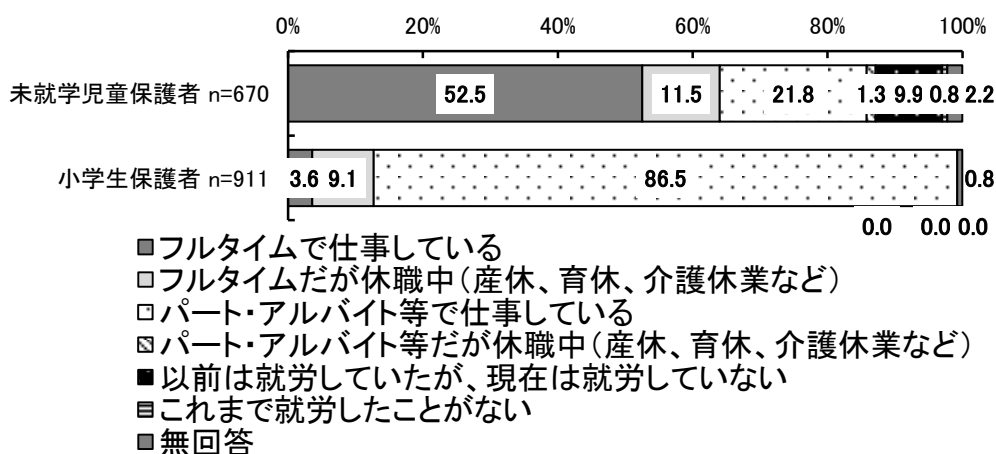
Q4 母親の就労状況についてお伺いします。

母親の就労状況（自営業、家族従業者含む）についてお答えください。（○は1つ）

母親の就労状況についてみると、未就学児童保護者の『フルタイムで働いている』（「フルタイムで仕事している」と「フルタイムだが休職中（産休、育休、介護休業など）」の合計、以下同じ）の割合が64.0%と半数を超え、『パート・アルバイト等で働いている』（「パート・アルバイト等で仕事している」と「パート・アルバイト等だが休職中（産休、育休、介護休業など）」の合計、以下同じ）23.1%となっています。

小学生保護者の『フルタイムで働いている』が12.7%、『パート・アルバイト等で働いている』が86.5%と8割を超えています。

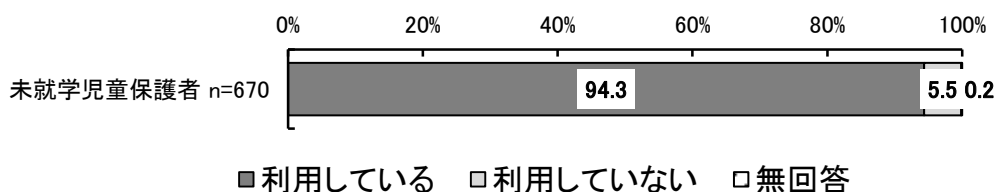
『就労していない』（「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計）をみると、未就学児童保護者では10.7%、小学生保護者では0.0%となっています。



Q5 お子さんは現在、幼稚園・保育所等を利用されていますか。（○は1つ）

（未就学児童保護者のみ）

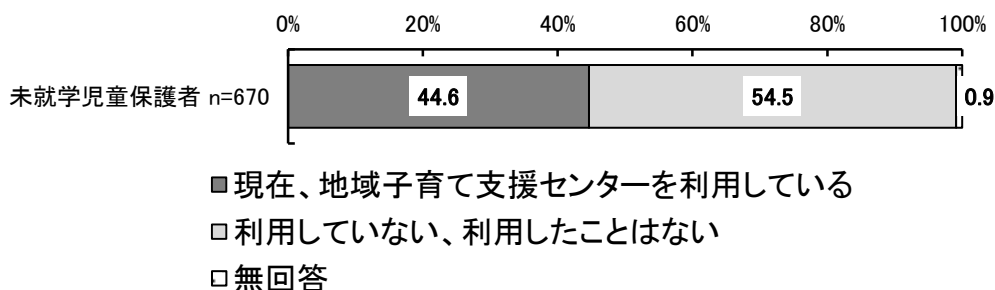
幼稚園・保育所等の利用状況をみると、「利用している」の割合が94.3%、「利用していない」が5.5%となっています。



Q6 お子さんは、市が実施する地域子育て支援事業を利用していますか。

(○はいくつでも) (未就学児童保護者のみ)

地域子育て支援事業の利用状況をみると、「現在、地域子育て支援を利用している」の割合が 44.6%と半数以下となっており、「利用していない、利用したことはない」が 54.5%となっています。

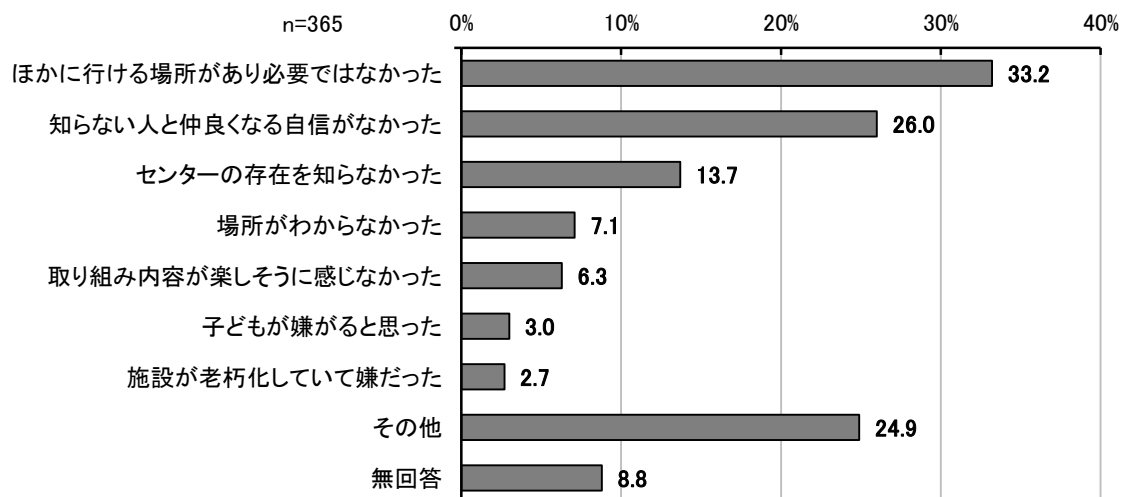


Q7 Q6で「利用していない、利用したことはない」に○をつけた方にお伺いします。

地域子育て支援センターを利用しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

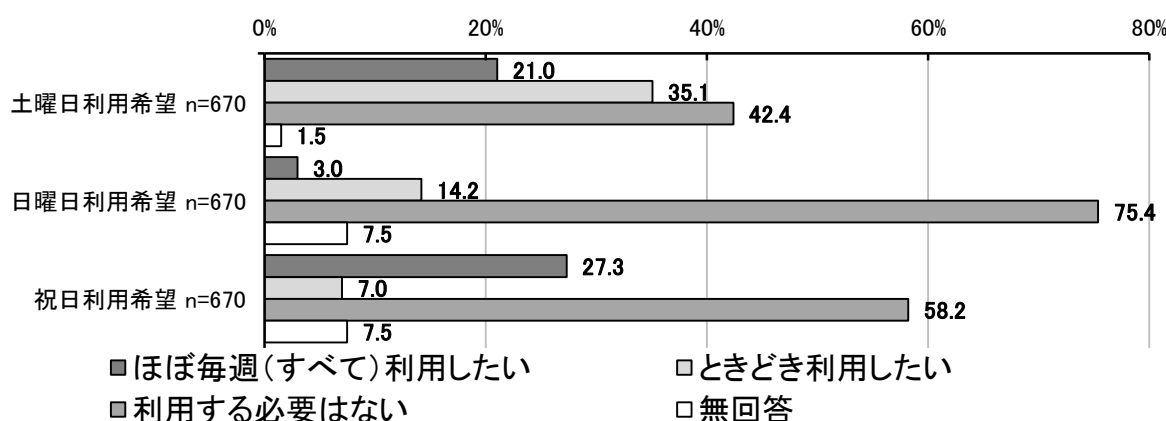
(未就学児童保護者のみ)

地域子育て支援センターを「利用していない、利用したことがない」人の理由をみると、「ほかに行ける場所があり必要ではなかった」の割合が 33.2%と最も高くなっています。次いで「センターの存在を知らなかった」が 13.7%、「場所がわからなかった」が 7.1%となっています。



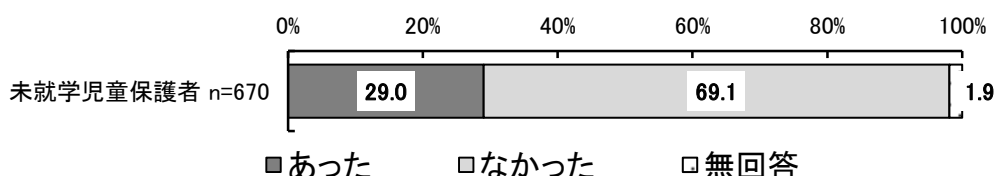
Q8 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、幼稚園・保育所等に利用希望はありますか。(○はいくつでも) (未就学児童保護者のみ)

土曜日と日曜日・祝日の幼稚園・保育所等の利用希望をみると、すべての項目で「利用する必要はない」の割合が最も高くなっていますが、「土曜日利用希望」では「ほぼ毎週(すべて)利用したい」が21.0%、「ときどき利用したい」が35.1%となっています。また「祝日利用希望」では「ほぼ毎週(すべて)利用したい」が27.3%と2割を超えています。



Q9 保護者の用事(冠婚葬祭、保護者、家族の病気等)により、お子さんを泊りがけでみてもらわなければならないことはありましたか。(○は1つ)(未就学児童保護者のみ)

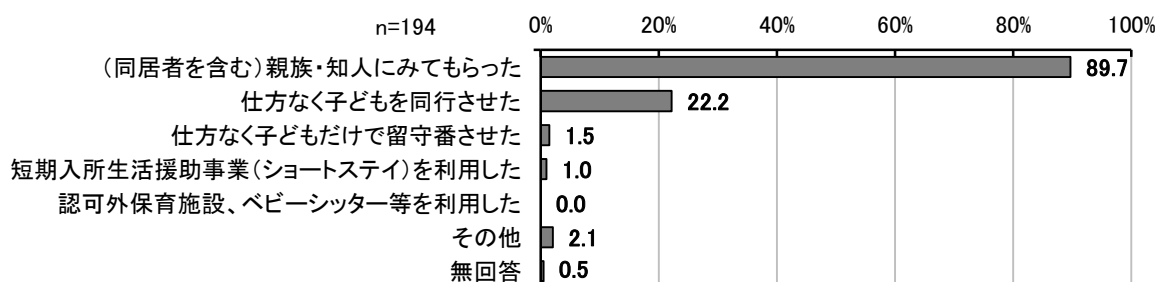
保護者の用事によって、こどもを泊りがけでみてもらわなければならない経験についてみると、「あった」の割合が29.0%となっており、「なかった」が69.1%となっています。



Q10 Q9で「あった」に○をつけた方にお伺いします。

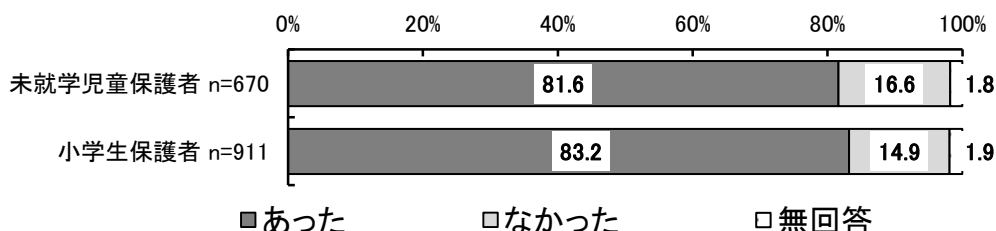
対処方法についてお答えください。(○はいくつでも) (未就学児童保護者のみ)

保護者の用事によって、こどもを泊りがけでみてもらわなければならない経験がある方の対処方法をみると、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が89.7%と最も高くなっています。一方、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が低いですが1.5%となっています。



Q11 お子さんが病気やケガで幼稚園・保育所等または小学校を利用できなかったこと、もしくは用事がある際にお子さんを連れて行くことができなかったことはありますか。
(○は1つ)

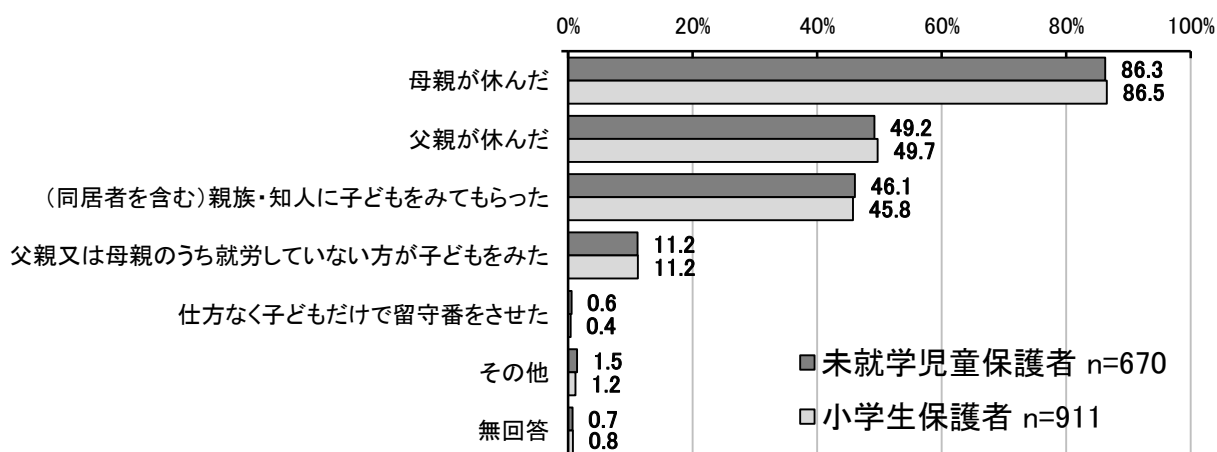
こどもが病気やケガで幼稚園等を利用できなかった等の経験についてみると、未就学児童保護者では「あった」の割合が81.6%、「なかった」の割合が16.6%となっており、小学生保護者では「あった」が83.2%、「なかった」が14.9%となっており、未就学児童保護者、小学生保護者ともに8割以上の方が経験しています。



Q12 Q11で「あった」に○をつけた方にお伺いします。

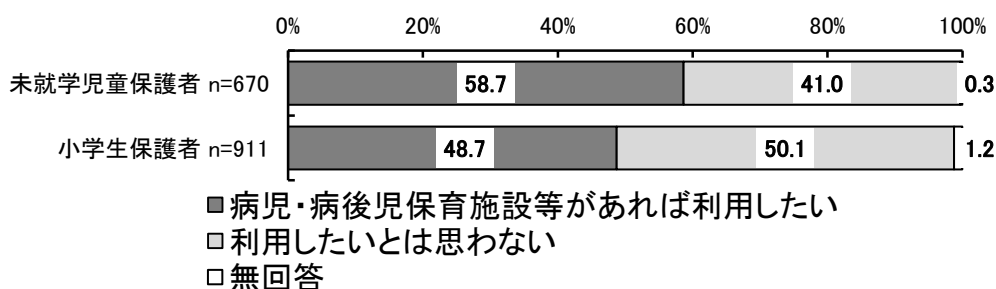
その時の行った対処方法についてお答えください。(○はいくつでも)

「あった」と回答した人の中で、その時の対処方法をみると、「母親が休んだ」の割合が、未就学児童保護者は86.3%、小学生保護者86.5%と、8割の家庭で母親が休んだ経験があります。



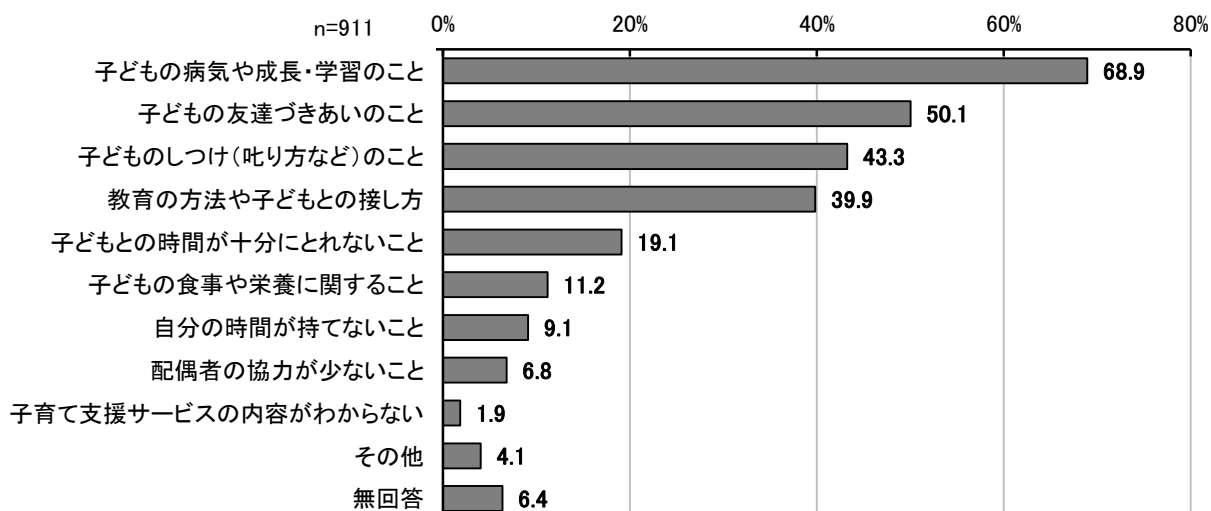
Q13 お子さんが病気やケガの場合に、「病児・病後児のための保育施設等」があれば利用したいですか。(○は1つ)

こどもが病気やケガの場合、「病児・病後児のための保育施設等」があれば利用したいかどうかをみると、未就学児童保護者では「病児・病後児保育施設等があれば利用したい」の割合が58.7%、小学生保護者では48.7%となっています。



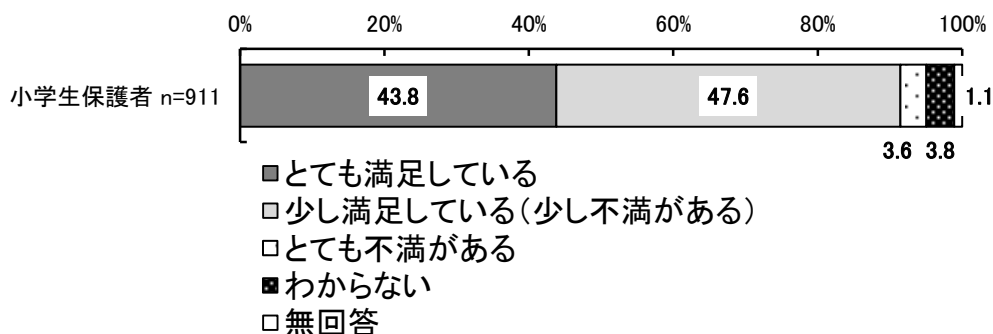
Q14 子育てをする上で、どのようなことで悩んだり心配していますか。(〇はいくつでも)
(小学生保護者のみ)

子育てをする上で、悩んだり心配していることをみると、「子どもの病気や成長・学習のこと」の割合が68.9%と最も高く、次いで「子どもの友達づきあいのこと」50.1%、「子どものしつけ（吐き方など）のこと」43.3%となっています。



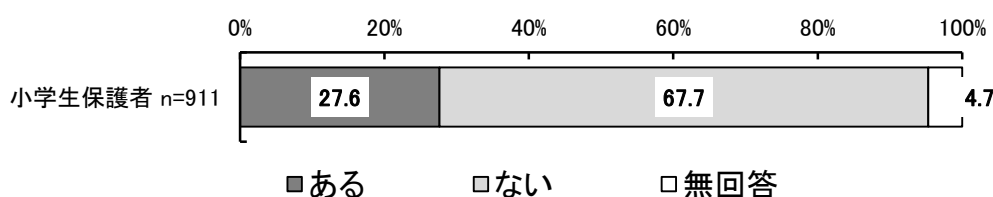
Q15 お子さんは小学校の学校生活に満足していると思いますか。(〇は1つ)
(小学生保護者のみ)

子ども学校生活の満足度についてみると、「少し満足している（少し不満がある）」の割合が47.6%と最も高くなっています。次いで、「とても満足している」43.8%、「わからない」3.8%、「とても不満がある」3.6%となっています。



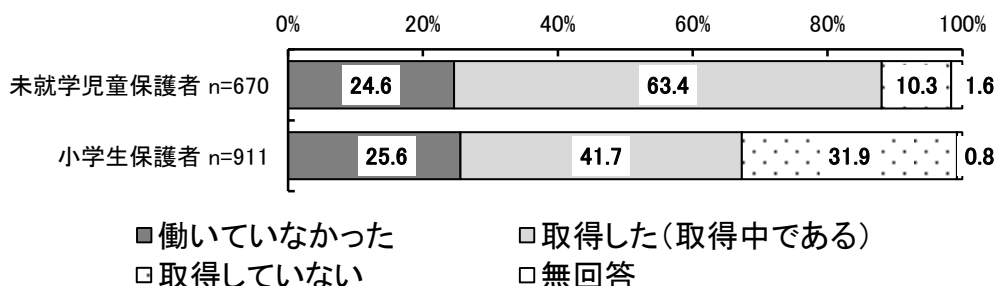
Q16 お子さんはこれまでに学校に登校しづらい状態になったことがありますか。
(〇は1つ) (小学生保護者のみ)

こどもが学校に登校しづらい状態になったことがあるかどうかみると、「ある」の割合が27.6%、「ない」が67.7%となっています。



Q17 お子さんが生まれたとき、母親は育児休業を取得しましたか。(○は1つ)

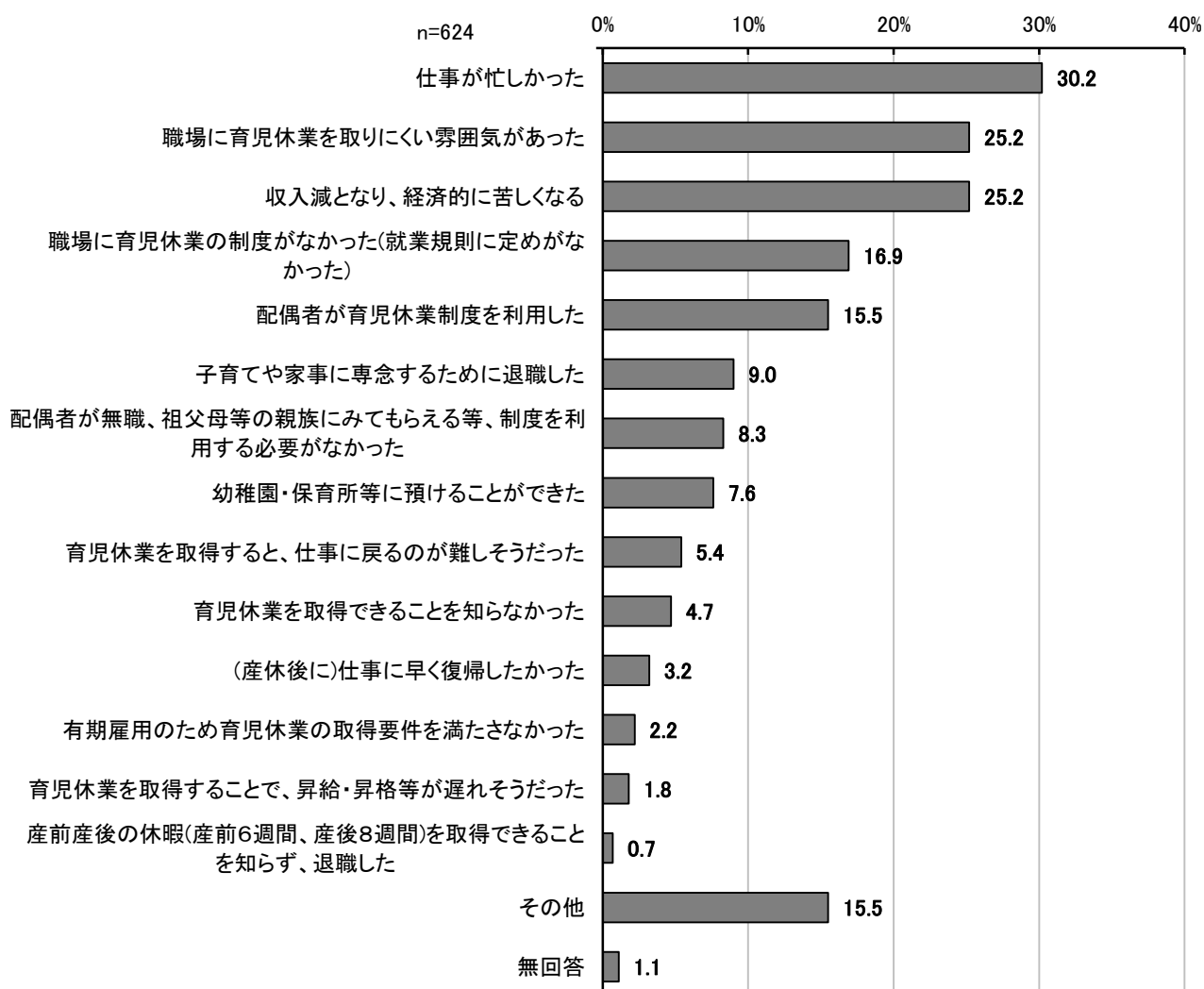
こどもが生まれたとき、母親は育児休業を取得したかどうかをみると、未就学児童保護者では「取得した(取得中である)」の割合が63.4%、小学生保護者では39.9%となっています。一方、「取得していない」をみると、未就学児童保護者では10.3%、小学生児童保護者では30.5%となっています。



Q18 Q17で「取得していない」と回答した人にお伺いします。

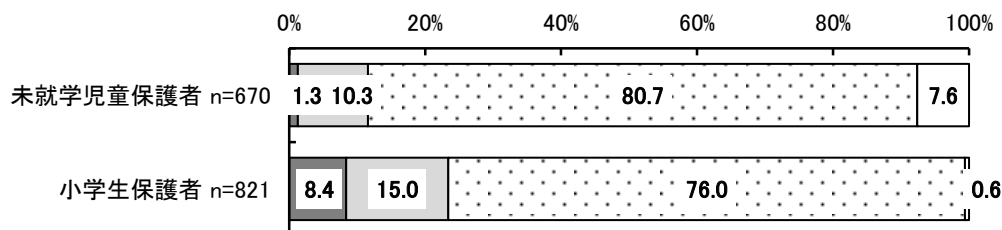
育児休業を取得しなかった理由をお答えください。(○はいくつでも)(小学生保護者のみ)

小学生保護者の育児休業を取得しなかった理由をみると、「仕事が忙しかった」の割合が30.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「収入源となり、経済的に苦しくなる」がともに25.2%となっています。



Q19 お子さんが生まれたとき、父親は育児休業を取得しましたか。(○は1つ)

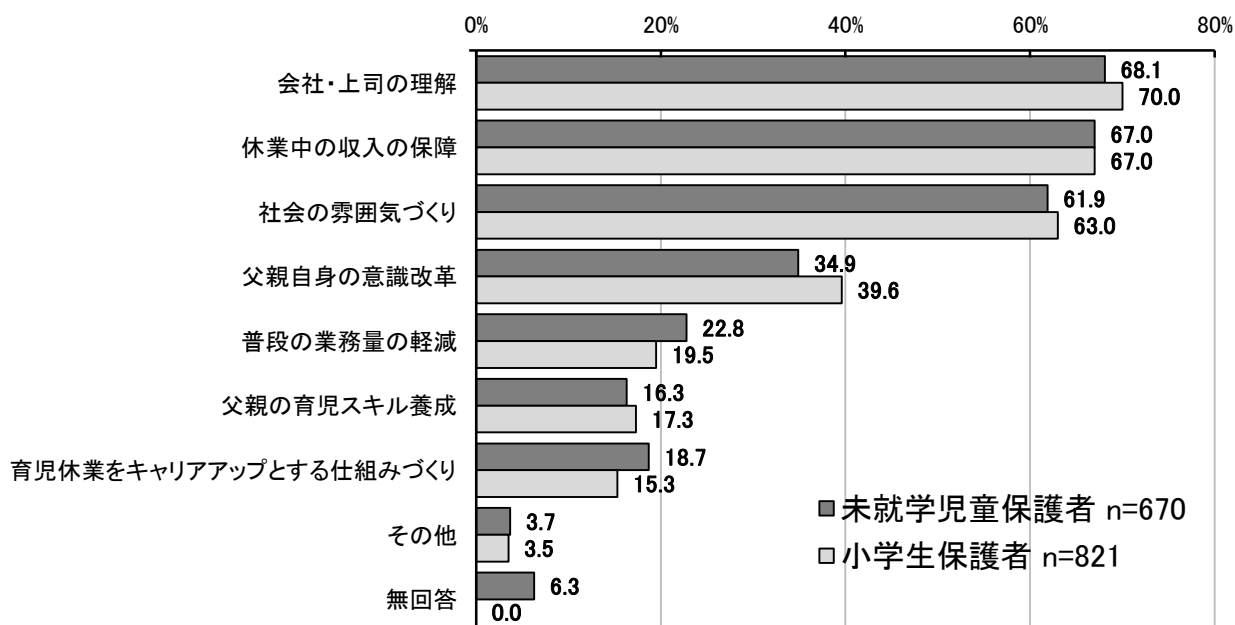
父親の育児休業の取得についてみると、「取得した(取得中である)」の割合は、未就学児童保護者で10.3%、小学生保護者で15.0%となっており、「取得していない」の割合は、未就学児童保護者で80.7%、小学生保護者で76.0%となっています。



■働いていなかった □取得した(取得中である) □取得していない □無回答

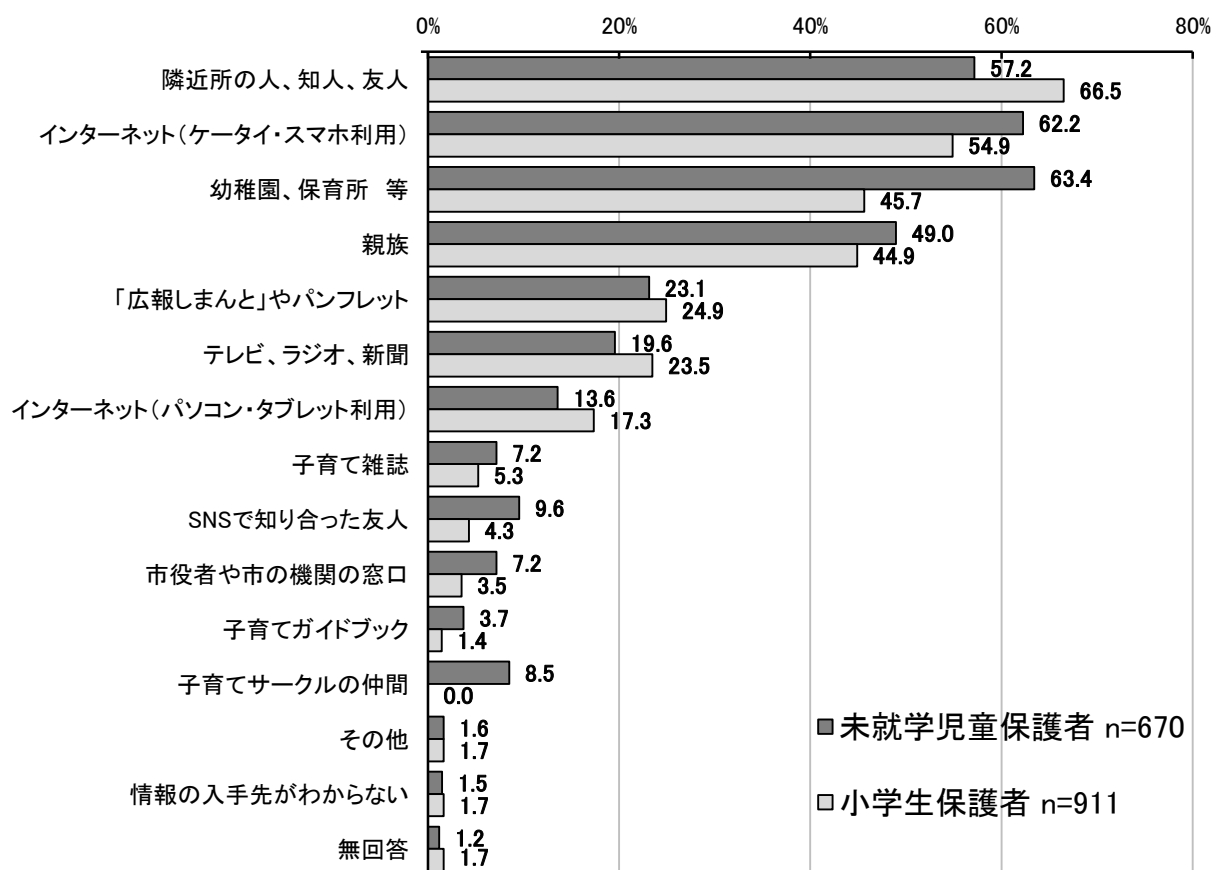
Q20 父親の育児休業を推進するために必要なことは何だとお考えですか。(○はいくつでも)

父親の育児休業を推進するために必要なことをみると、「会社・上司の理解」の割合が未就学児童保護者では68.1%、小学生保護者では70.0%と、ともに最も高くなっています。次いで、「休業中の収入の保障」が、未就学児童保護者、小学生保護者ともに67.0%となっています。



Q21 あなたは、子育てに関する情報を主としてどこから（または、誰から）入手していますか。（〇はいくつでも）

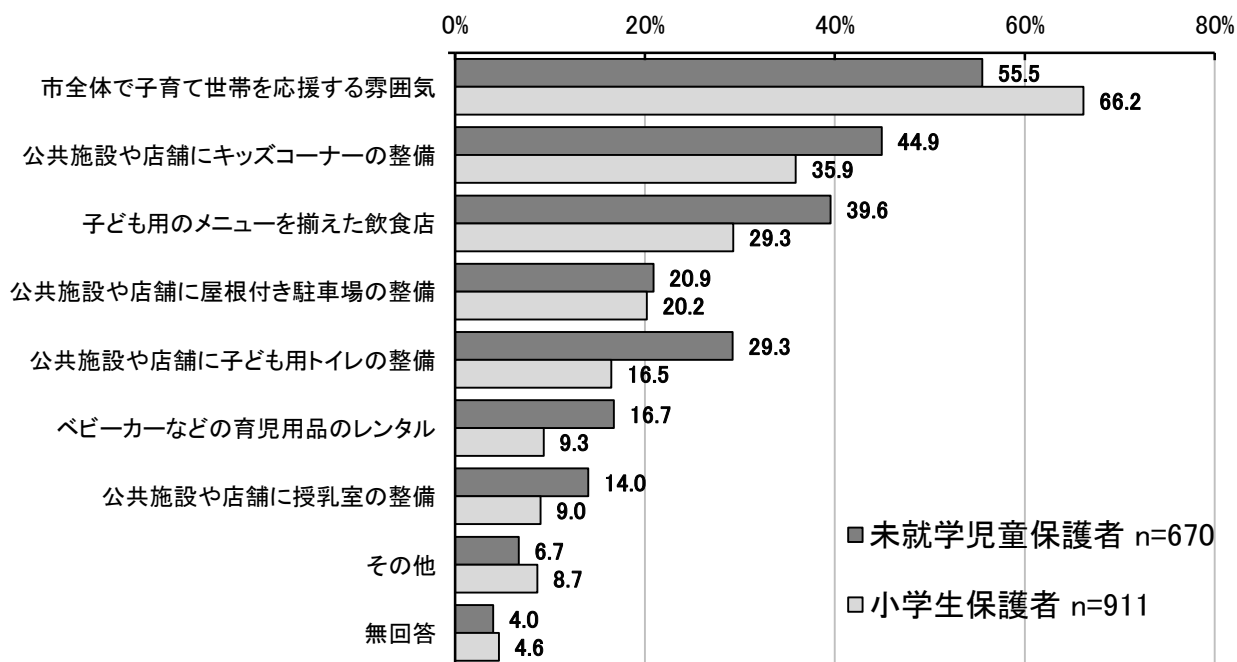
子育てに関する情報の入手先をみると、未就学児童保護者では、「幼稚園、保育所等」の割合が63.4%と最も高く、次いで「インターネット（ケータイ・スマホ利用）」62.2%、「隣近所の人、知人、友人」57.2%となっています。小学生保護者では、「隣近所の人、知人、友人」が66.5%と最も高く、次いで「インターネット（ケータイ・スマホ利用）」54.9%、「幼稚園、保育所等」45.7%となっています。



Q22 あなたは、四万十市が子育てしやすい街になるために何が必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

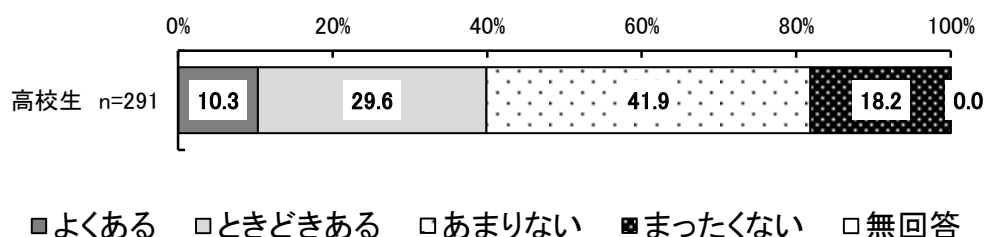
四万十市が子育てしやすい街になるために必要なことをみると、未就学児童保護者、小学生保護者ともに「市全体で子育て世帯を応援する雰囲気」の割合が最も高く、それぞれ55.5%、66.2%となっています。次いで、「公共施設や店舗にキッズコーナーの整備」、「子ども用のメニューを揃えた飲食店」となっています。



②子ども・若者の意識に関する調査結果（高校生）（抜粋）

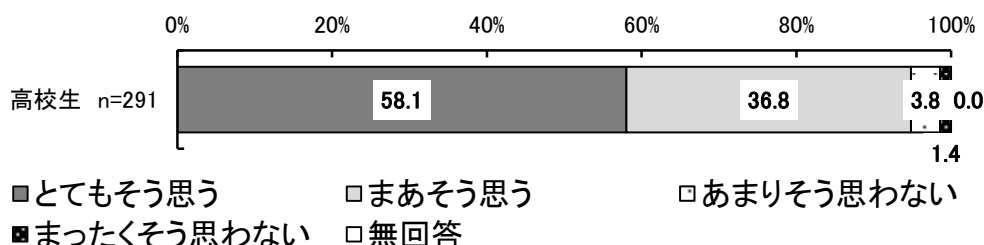
Q1 あなたは、親や学校の先生など大人たちが自分の意見を聴いてくれないと感じたことはありますか（○は1つ）

大人が自分の意見を聞いてくれないと感じた経験についてみると、『ある』（「よくある」と「ときどきある」の合計）の割合は 39.9%となっており、『ない』（「あまりない」と「まったくない」の合計）は 60.1%となっています。



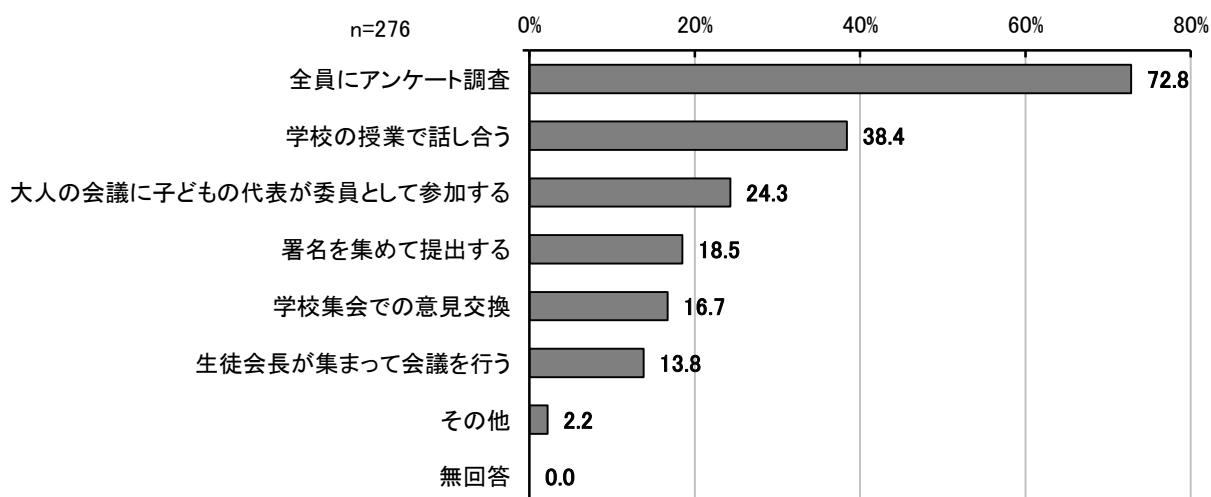
Q2 あなたは、学校や社会（国や市など）が校則などのルールや新しい取り組みを始める時にはこどもの意見を聴いてほしいと思いますか。（○は1つ）

ルールや新しい取り組みを始める時にこどもの意見を聞いてほしいかどうかみると、『そう思う』（「とても思う」と「まあそう思う」の合計）の割合は 94.9%となっており、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計）は 5.2%となっています。



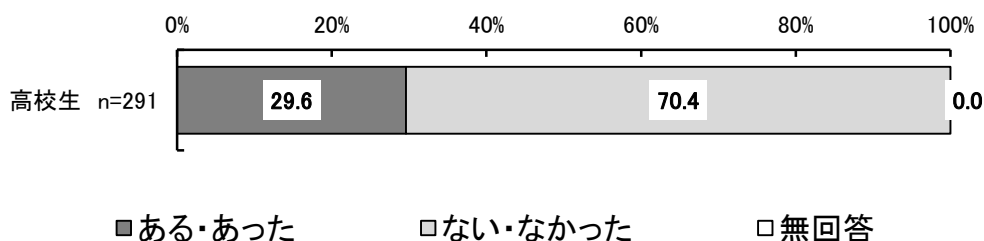
Q3 Q2で「とてもそう思う」または「まあそう思う」に○をつけた方にお伺いします。
こどもの意見を聴いてもらう方法として、あなたの考えにあてはまるものをお答えください。(○はいくつでも)

子供の意見を聞いてもらう方法についてみると、「全員にアンケート調査」の割合が72.8%と最も高く、次いで「学校の授業で話し合う」が38.4%、「大人の会議に子どもの代表が委員として参加する」が24.3%となっています。



Q4 あなたはこれまでに学校に登校しづらい状態になったことがありますか。(○は1つ)

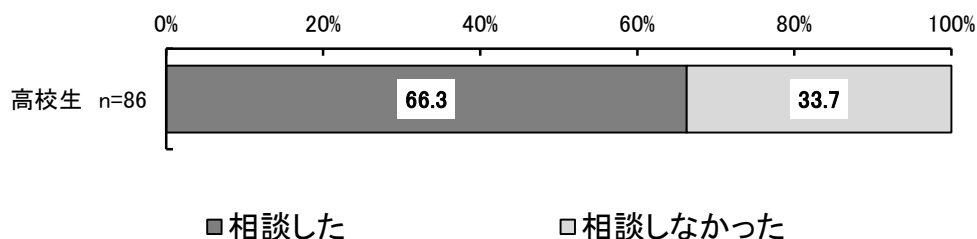
学校に登校しづらい状態になった経験についてみると、「ある・あった」の割合が29.6%となっており、「ない・なかった」の割合が70.4%となっています。



Q5 Q4で「ある・あった」に○をつけた方にお伺いします。

あなたが学校に登校しづらい状態になった時に誰かに相談しましたか。(○は1つ)

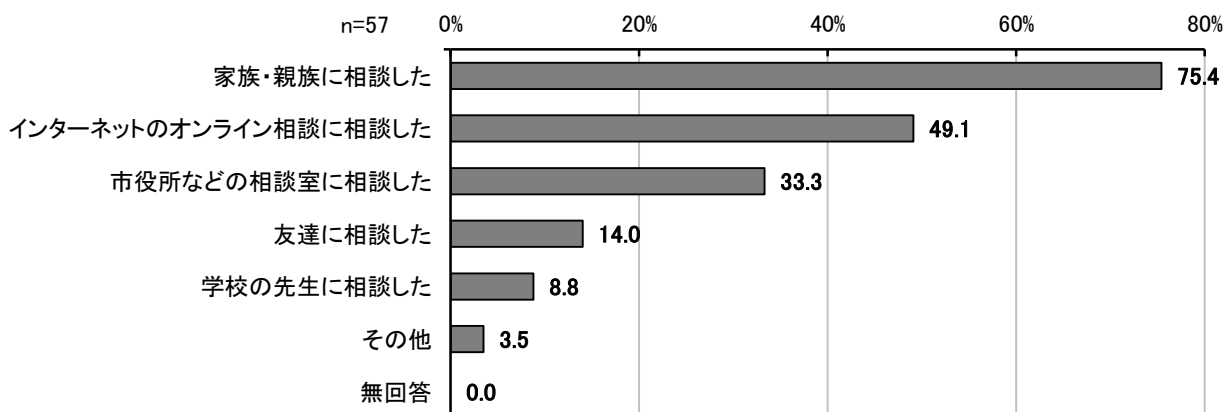
学校に登校しづらい状態になったときに誰かに相談したかどうかみると、「相談した」の割合が66.3%となっており、「相談しなかった」が33.7%となっています。



Q6 Q5で「相談した」に○をつけた方にお伺いします。

誰に相談しましたか。(○はいくつでも)

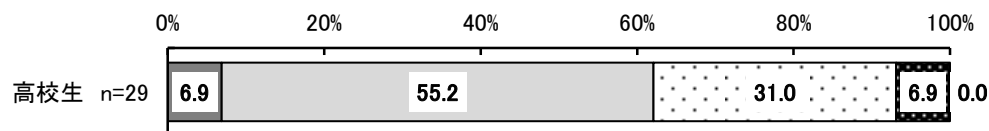
誰かに相談した人にその相談先についてみると、「家族・親族に相談した」の割合が75.4%と最も高く、次いで「インターネットのオンライン相談に相談した」49.1%、「市役所などの相談室に相談した」33.3%となっています。



Q7 Q5で「相談しなかった」に○をつけた方にお伺いします。

あなたが相談を行わなかった理由は何ですか。(○は1つ)

誰にも相談しなかった理由についてみると、「相談しづらかった」の割合が55.2%と最も高く、次いで「相談する必要がなかった」31.0%、「誰に相談したらよいかわからなかった」6.9%となっています。

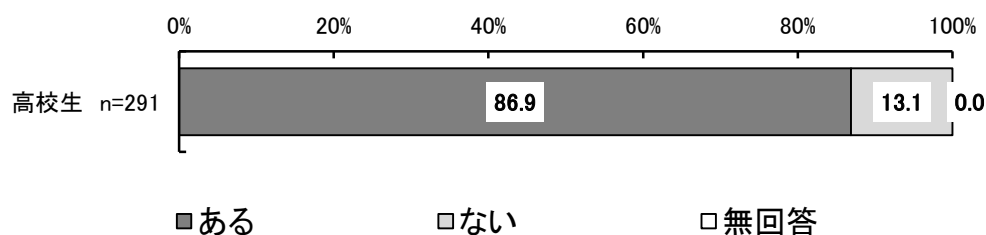


- ☒ 誰に相談したらよいかわからなかった
- ☐ 相談しづらかった
- ☐ 相談する必要がなかった
- ☒ その他
- ☐ 無回答

Q8 あなたの周りには気軽に相談できる相手(人・施設・組織)はありますか。

(○は1つ)

気軽にできる相談先についてみると、「ある」の割合が86.9%となっており、「ない」が13.1%となっています。

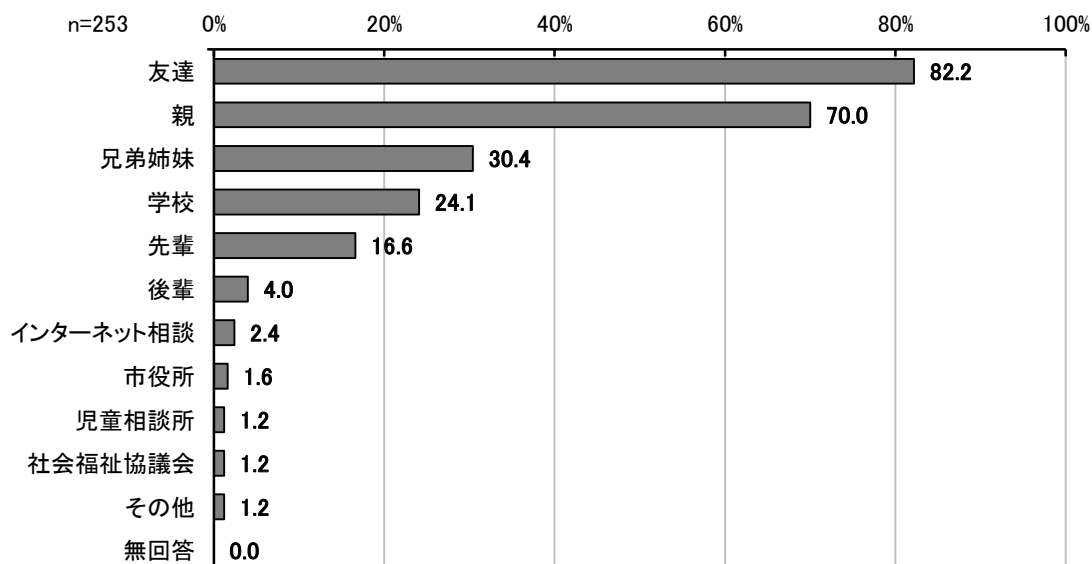


- ☒ ある
- ☐ ない
- ☐ 無回答

Q9 Q8で「ある」に○をつけた方にお伺いします。

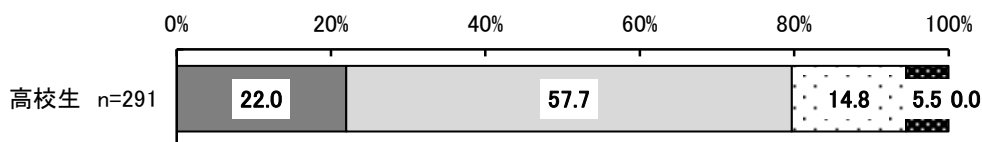
あなたが相談できる相手(人・施設・組織)と感じているのは何ですか。(○はいくつでも)

相談先がある人のその相談先についてみると、「友達」の割合が82.2%と最も高く、次いで「親」70.0%、「兄弟姉妹」30.4%、「学校」24.1%となっています。



Q10 あなたは四万十市を住みやすい街だと思いますか。(○は1つ)

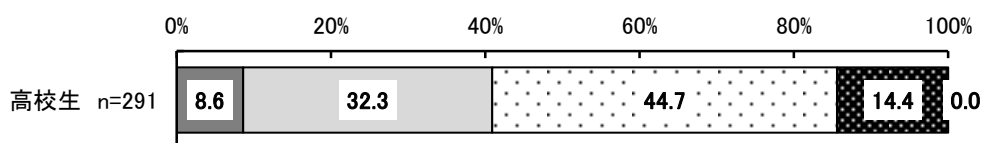
四万十市が住みやすい街かどうかみると、『そう思う』(「とても思う」と「少し思う」の合計)の割合が79.7%となっており、『そう思わない』(「あまり思わない」と「まったく思わない」の合計)が20.3%となっています。



■とても思う □少し思う □あまり思わない ■まったく思わない □無回答

Q11 あなたは将来も四万十市で生活したいと思いますか。(○は1つ)

将来も四万十市で生活したいかどうかみると、『そう思う』(「とても思う」と「少し思う」の合計)の割合が40.9%となっており、『そう思わない』(「あまり思わない」と「全く思わない」の合計)が59.1%と半数を超えています。



■とても思う □少し思う □あまり思わない ■全く思わない □無回答

3 四万十市子ども・子育て会議条例

○四万十市子ども・子育て会議条例

平成25年12月19日

条例第54号

改正 平成29年12月21日条例第30号

(設置)

第1条 四万十市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を所掌する課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第30号）抄

（施行期日）

Ⅰ この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 四万十市子ども・子育て会議委員名簿

番号	所属	氏名	備考
1	四万十市立保育所 PTA 連合会代表	尾崎 早保	1号委員 (子どもの保護者)
2	中村幼稚園児保護者代表	亀井 美香	1号委員 (子どもの保護者)
3	四万十市立小中学校 PTA 連合会代表	白井 啓補	1号委員 (子どもの保護者)
4	子育てサークル カドルファミリー 代表者	伊與田 紗希	(1号委員 (子どもの保護者)) "
5	四万十市小学校長会会長 (東山小学校長)	宮川 成也	2号委員 (学識経験者)
6	四万十市主任児童委員	刈谷 隆子	2号委員 (学識経験者)
7	NPOスマイルはたっこ 理事長	久保 美保	2号委員 (学識経験者)
8	学) 中村幼稚園・認定子ども園なかむら園 園長	岡 俊二	会長 3号委員 (事業に従事する者)
9	社) めぐみ会・めぐみ乳児保育園園長	前田 里穂	3号委員 (事業に従事する者)
10	市立保育所長会代表 (東中筋保育所長)	山本 静香	3号委員 (事業に従事する者)
11	社) 栄光会・若草園施設長	福留 久美	3号委員 (事業に従事する者)
12	めいはうす 保育士	浅能 久美	3号委員 (事業に従事する者)
13	学童保育さくら学級指導員	山崎 かおり	3号委員 (事業に従事する者)
14	地域子育て支援センターなかむら所長	伊与田 美砂	3号委員 (事業に従事する者)
15	四万十市子育て応援団はっと・ポケット代 表者	宮本 ルミ	副会長 4号委員 (市長が必要と認める者)

委員任期：令和5年8月2日～令和7年8月1日